

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 4 条)

第 2 章 組織

第 1 節 教育研究組織(第 5 条―第 18 条)

第 2 節 職員等(第 19 条―第 26 条)

第 3 節 教授会等(第 27 条―第 34 条)

第 4 節 事務組織(第 35 条)

第 5 節 技術支援組織(第 35 条の 2)

第 3 章 学生

第 1 節 学年等及び休業日(第 36 条・第 37 条)

第 2 節 修業年限及び在学年限(第 38 条―第 40 条)

第 3 節 入学(第 41 条―第 47 条)

第 4 節 教育課程、履修方法等(第 48 条―第 58 条)

第 5 節 卒業要件及び学位授与(第 59 条―第 61 条)

第 6 節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍(第 62 条―第 68 条)

第 7 節 賞罰(第 69 条・第 70 条)

第 8 節 検定料、入学料及び授業料(第 71 条―第 82 条)

第 4 章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生(第 83 条―第 87 条)

第 5 章 学生寄宿舍(第 88 条)

第 6 章 特別の課程(第 89 条)

第 7 章 公開講座(第 90 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 金沢大学(以下「本学」という。)は、教育、研究及び社会貢献に対する国民の要請にこたえるため、総合大学として教育研究活動等を行い、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この学則において「学域」とは、学校教育法第 85 条ただし書の規定に基づく、教育上の目的を達成するための組織をいう。

2 この学則において「学類」とは、学域において学生の受入れと専門教育実施の基本的な単位をいう。

3 この学則において「コース」とは、学類において個別の学問領域に基礎を置く専門教育に係るカリキュラムの基本単位及びその履修の体系をいう。

- 4 この学則において「研究域」とは、研究上の目的を達成するための組織をいう。
- 5 この学則において「系」とは、研究域及び第6条の2に定める国際基幹教育院に所属する教員の専門領域に基づいて分類した所属の単位をいう。
- 6 この学則において「附属教育研究施設」とは、特定の学類の教育及び当該分野の研究に必要な施設をいう。
- 7 この学則において「学内共同教育研究施設」とは、教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設をいう。
- 8 この学則において「学内共同利用施設」とは、教員その他の者が共同して利用する施設をいう。
- 9 この学則において「部局」とは、教員が所属又は関与し、教育、研究、診療その他の大学運営に重要な事項を実施するための組織をいう。

(自己点検評価及び研修等)

第3条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価(以下「自己点検評価」という。)並びに授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うものとする。

- 2 自己点検評価及び研修等については、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 組織

第1節 教育研究組織

(学域、学類並びにコース及び専攻)

第5条 本学に、次に掲げる学域、学類並びにコース及び専攻を置く。

人間社会学域

人文学類 心理学コース、人間科学コース、フィールド文化学コース、歴史文化学コース、言語文化学コース

法学類 公共法政策コース、企業関係法コース、総合法学コース

経済学類 エコノミクスコース、グローバル・マネジメントコース

学校教育学類 教育科学コース、教科教育学コース

地域創造学類 福祉マネジメントコース、環境共生コース、地域プランニングコース、観光学・文化継承コース

国際学類 国際社会コース、日本・日本語教育コース、アジアコース、米英コース、ヨーロッパコース

理工学域

数物科学類 数学コース、物理学コース、計算科学コース

物質化学類 化学コース、応用化学コース

機械工学類 機械創造コース、機械数理コース、エネルギー機械コース

フロンティア工学類

電子情報通信学類 電気電子コース、情報通信コース

地球社会基盤学類 地球惑星科学コース、土木防災コース、環境都市コース

生命理工学類 生命システムコース、海洋生物資源コース、バイオ工学コース

医薬保健学域

医学類

薬学類

創薬科学類

保健学類 看護学専攻，放射線技術科学専攻，検査技術科学専攻，理学療法学専攻，作業療法学専攻

- 2 各学域の入学定員及び収容定員は，別表第一のとおりとする。
- 3 学域及び学類の人材の養成に関する目的その他の教育上の目的並びに運営に必要な事項は，別に定める。
- 4 次の学類に，次に掲げる附属教育研究施設を置く。

人間社会学域学校教育学類

附属幼稚園，附属小学校，附属中学校，附属高等学校及び附属特別支援学校(以下「附属学校」という。)並びに附属教育実践支援センター

医薬保健学域薬学類及び創薬科学類

附属薬用植物園

- 5 附属特別支援学校は，知的障害者に対する教育を行うことを目的とする。
- 6 附属教育研究施設に関し必要な事項は，別に定める。

(大学院)

第6条 本学に，大学院を置く。

- 2 大学院に，次に掲げる研究科及び専攻を置く。

人間社会環境研究科

(前期2年の博士課程)

人文学専攻，経済学専攻，地域創造学専攻，国際学専攻

(後期3年の博士課程)

人間社会環境学専攻

自然科学研究科

(前期2年の博士課程)

数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻

(後期3年の博士課程)

数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻

医薬保健学総合研究科

(修士課程)

医科学専攻

(博士課程)

医学専攻，薬学専攻

(前期2年の博士課程)

創薬科学専攻，保健学専攻

(後期3年の博士課程)

創薬科学専攻，保健学専攻

先進予防医学研究科

(博士課程)

先進予防医学共同専攻

新学術創成研究科

(修士課程)

融合科学共同専攻

法学研究科

(修士課程)

法学・政治学専攻

(専門職学位課程)

法務専攻

教職実践研究科

(専門職学位課程)

教職実践高度化専攻

- 3 大学院(連合大学院を含む。)に関し必要な事項は、別に定める。

(国際基幹教育院)

第6条の2 本学に、国際基幹教育院を置く。

- 2 国際基幹教育院に、次に掲げる部及び系を置く。

総合教育部

GS 教育系，外国語教育系，高等教育開発・支援系

- 3 第5条第2項の規定にかかわらず，前項の総合教育部に，文系又は理系の区分のみを定めて行う本学の入学者を選抜するための試験により入学した者を学類へ移行するまでの間，所属させる。

- 4 国際基幹教育院に関し必要な事項は，別に定める。

(別科)

第7条 本学に，養護教諭特別別科を置く。

- 2 別科に関し必要な事項は，別に定める。

(研究域及び系)

第8条 本学に，次に掲げる研究域及び系を置く。

人間社会研究域

人間科学系，歴史言語文化学系，法学系，経済学経営学系，学校教育系

理工研究域

数物科学系，物質化学系，機械工学系，フロンティア工学系，電子情報通信学系，地球社会基盤学系，生命理工学系

医薬保健研究域

医学系，薬学系，保健学系

- 2 研究域に附属研究センターを置くことができる。

- 3 研究域，研究域に置く系及び附属研究センターに関し必要な事項は，別に定める。

(附属病院)

第9条 本学に，附属病院を置く。

- 2 附属病院は，医薬保健学域のための教育研究施設とする。

- 3 附属病院に関し必要な事項は，別に定める。

(附置研究所等)

第10条 本学に、がん進展制御研究所、ナノマテリアル研究所及び設計製造技術研究所を置く。

2 がん進展制御研究所、ナノマテリアル研究所及び設計製造技術研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館)

第11条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に、中央図書館(自然科学系図書館を含む。)及び医学系分館を置く。

3 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第12条 本学に、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。

総合メディア基盤センター

環日本海域環境研究センター

学際科学実験センター

子どものこころの発達研究センター

先進予防医学研究センター

環境保全センター

2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第13条 本学に、保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

(グローバル人材育成推進機構、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構)

第14条 本学に、グローバル人材育成推進機構、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構を置く。

2 新学術創成研究機構に、本学の強みである世界最先端の技術や知見を融合・発展させ、ナノレベルでの様々な生命現象の仕組みの根本的理解を目指す研究拠点として、ナノ生命科学研究所を置く。

3 前項のナノ生命科学研究所については、自主独立した拠点形成の推進を図るため、別に定めるところにより、教員人事に係る取扱いその他その運営に関して特例措置を適用することができるものとする。

4 グローバル人材育成推進機構、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同利用施設)

第15条 本学に、次に掲げる学内共同利用施設を置く。

極低温研究室

資料館

埋蔵文化財調査センター

技術支援センター

2 学内共同利用施設に関し必要な事項は、別に定める。

(その他の組織)

第16条 本学に、前条までに定めるもののほか、別に定めるところによりその他の組織を置くことができる。

(研究プログラム等)

第17条 がん進展制御研究所に、研究プログラムを置く。

2 ナノマテリアル研究所、設計製造技術研究所、学内共同教育研究施設、保健管理センター及び先端科学・社会共創推進機構に、研究部門を置くことができる。

3 研究プログラム及び研究部門に関し必要な事項は、別に定める。

(連携講座等)

第18条 大学院に、連携講座、寄附講座及び共同研究講座を置くことができる。

2 国際基幹教育院、がん進展制御研究所、ナノマテリアル研究所、設計製造技術研究所、学内共同教育研究施設及び保健管理センター、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構に、寄附研究部門を置くことができる。

3 国際基幹教育院、附属病院、がん進展制御研究所、ナノマテリアル研究所、設計製造技術研究所、学内共同教育研究施設、保健管理センター、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構に、共同研究部門を置くことができる。

4 連携講座、寄附講座及び寄附研究部門並びに共同研究講座及び共同研究部門に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 職員等

(学長及び副学長)

第19条 本学に、学長を置く。

2 本学に、別に定めるところにより副学長を置く。

(教授、准教授等)

第20条 本学に、教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「教員」という。)を置く。

2 本学に、事務職員、技術職員、医療職員その他の職員を置く。

3 附属学校に、校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭その他の職員を置く。

4 附属学校に、副校長、副園長、主幹教諭及び指導教諭を置くことができる。

5 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(顧問、学長特別補佐及び学長補佐)

第21条 本学に、本学の業務の運営に関する事項について、学長の諮問に応じて意見を述べ、又は助言を行うため、別に定めるところにより顧問を若干人置くことができる。

2 本学に、学長の職務のうち特に必要と認める事項に関し、学長を補佐するため、別に定めるところにより学長補佐及び学長特別補佐を若干人置くことができる。

(部局及び部局長等)

第22条 学域、研究科、国際基幹教育院、研究域、附属病院、がん進展制御研究所、ナノマテリアル研究所、設計製造技術研究所、附属図書館、学内共同教育研究施設、保健管理センター、グローバル人材育成推進機構、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構を部局とし、それぞれ学域長、研究科長、国際基幹教育院長、研究域長、附属病院長、がん進展制御研究所長、ナノマテリアル研究所長、設計製造技術研究所長、附属図書館長、学内共同教育研究施設の長、保健管理センター長、グロー

バル人材育成推進機構長，新学術創成研究機構長，先端科学・社会共創推進機構長及び国際機構長(以下「部局長」という。)を置く。

- 2 研究域長は対応する学域の学域長を兼ねるものとする。
- 3 学域に置く学類及び研究域に置く系に，それぞれ学類長及び系長を置き，国際基幹教育院に置く系に系長を置く。ただし，研究域長は学類長又は系長を，国際基幹教育院長は系長を兼ねることができない。
- 4 附属教育実践支援センター及び附属薬用植物園に，それぞれ附属教育実践支援センター長及び附属薬用植物園長を置く。
- 5 附属図書館に置かれる医学系分館に，分館長を置く。
- 6 学内共同利用施設に，学内共同利用施設の長を置く。
- 7 人間社会環境研究科，自然科学研究科，医薬保健学総合研究科及び法学研究科の各専攻に，専攻長を置く。
- 8 第1項に定める部局に，部局長を補佐するため，副部局長を置くことができる。
- 9 第1項から前項までに定める部局長等(以下「部局長等」という。)の任期は，2年とする。ただし，補欠の部局長等の任期は，前任者の残任期間とする。
- 10 部局長等は，再任されることができる。
- 11 部局長等は，教授(常勤の特任教授を含む。以下この項において同じ。)をもって充てる。ただし，グローバル人材育成推進機構長は学長を，ナノマテリアル研究所長，設計製造技術研究所長，附属図書館長，環日本海域環境研究センター長，保健管理センター長，先端科学・社会共創推進機構長及び国際機構長は副学長を，学長が別に定める学内共同利用施設の長は准教授(常勤の特任准教授を含む。)を，副部局長は教授以外の職員をもって充てることことができる。
- 12 部局長等の選考に関し必要な事項は，学長又は部局長が別に定める。

(部局長の解任)

第23条 学長は，部局長(学類長及び系長を含み，附属図書館長を除く。以下この条において同じ。)が，次の各号のいずれかに該当するときは，解任することができる。この場合において，学長は，第27条に定める会議(第31条の4に定めるナノマテリアル研究所会議，第31条の5に定める設計製造技術研究所会議，第32条第1項に定める教員会議及び第33条に定めるセンター会議等を含む。)の申出に基づき行うものとする。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反があるとき。
 - (3) その他部局長たるに適しないと認められるとき。
- 2 前項に定めるもののほか，学長は，部局長の職務の執行が適当でないため当該部局の業務の実績が悪化した場合であって，当該部局長に引き続き職務を行わせることが適当でないとき，解任することができる。
 - 3 前項の規定により，研究科長，国際基幹教育院長，研究域長，附属病院長，がん進展制御研究所長，学類長及び系長を解任するときは，第27条に定める会議の申出に基づき行うものとする。

(附属学校統括長)

第24条 本学に、附属学校の運営及び改革を統括するため、附属学校統括長を置く。

2 附属学校統括長は、学長が指名する者をもって充てる。

3 附属学校統括長の任期は2年とする。ただし、補欠の附属学校統括長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 附属学校統括長は、再任されることができる。

(名誉教授、客員教授等)

第25条 本学の学長、副学長又は教授として勤務した者に、名誉教授の称号を付与することができる。

2 本学の常時勤務の教員以外の職員に、客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。

3 名誉教授、客員教授等に関し必要な事項は、別に定める。

第26条 削除

第3節 教授会等

(教育研究会議、学類会議、研究科会議及び系会議並びに教授会議)

第27条 教授会として、人間社会学域、人間社会環境研究科、法学研究科、教職実践研究科及び人間社会研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、人間社会系教育研究会議を置き、その下に、学類会議、研究科会議、系会議を置く。

2 教授会として、理工学域、自然科学研究科及び理工研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、理工系教育研究会議を置き、その下に、学類会議、研究科会議、系会議を置く。

3 教授会として、医薬保健学域、医薬保健学総合研究科、先進予防医学研究科及び医薬保健研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、医薬保健系教育研究会議を置き、その下に、学類会議、研究科会議、系会議を置く。

4 教授会として、国際基幹教育院の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、国際基幹教育院教授会議を置き、その下に系会議を置く。

5 教授会として、がん進展制御研究所の研究に関する重要事項を審議するため、がん進展制御研究所教授会議を置く。

(組織)

第28条 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議及びがん進展制御研究所教授会議は、当該研究域、国際基幹教育院及びがん進展制御研究所の教授をもって組織する。

2 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議及びがん進展制御研究所教授会議には、当該研究域、国際基幹教育院及びがん進展制御研究所の准教授、講師(常時勤務の者に限る。)及び助教並びに常勤の特任教員を加えることができる。

3 医薬保健系教育研究会議には、附属病院長(第1項に該当しない者に限る。)、附属病院の教授、准教授、講師(常時勤務の者に限る。)及び助教並びに常勤の特任教員を加えることができる。

(議長)

第29条 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議及びがん進展制御研究所教授会議に議長を置き、当該研究域、国際基幹教育院及びがん進展制御研究所の長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、議長の職務を行う。

(審議事項)

第30条 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議及びがん進展制御研究所教授会議は、学校教育法第93条第2項及び第3項に基づき、次に掲げる事項を審議し、学長又は教授会を置く組織の長に意見を述べるものとする。

- (1) 当該研究域長、国際基幹教育院長及びがん進展制御研究所長の候補者の選考に関する事項
- (2) 教員の人事及び選考に関する事項
- (3) 中期目標・中期計画及び年度計画(法人の経営に関するものを除く。)に関する事項
- (4) 規程(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育及び研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (5) 教育及び研究に係る予算の執行に関する事項
- (6) 教育課程の編成に関する事項
- (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (10) 授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の実施に関する事項
- (11) その他当該部局の教育及び研究に関する重要事項

2 学類会議、研究科会議及び系会議は、前項の事項のうち、教育研究会議が付託した事項を審議する。

3 教育研究会議は、学類会議、研究科会議及び系会議の議決をもって、教育研究会議の議決とすることができる。

(代議員会等)

第31条 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議及びがん進展制御研究所教授会議は、構成員のうちの一部の者をもって組織する代議員会、専門委員会等(以下「代議員会等」という。)を置くことができる。

2 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議及びがん進展制御研究所教授会議は、代議員会等の議決をもって、教育研究会議、国際基幹教育院教授会議及びがん進展制御研究所教授会議の議決とすることができる。

(基幹教育管理運営委員会)

第31条の2 本学に、「金沢大学<グローバル>スタンダード」を基軸とした、全学的な基幹教育(学士課程、修士課程及び博士課程それぞれの教育の基盤をなす教養的教育をいう。)について、基本的な方針を審議し決定するため、基幹教育管理運営委員会を置く。

(附属学校運営協議会)

第31条の3 本学に、附属学校の将来構想、学校教育学類及び大学院教職実践研究科との連携について、基本的な方針を審議し決定するため、附属学校運営協議会を置く。

(ナノマテリアル研究所会議)

第31条の4 ナノマテリアル研究所に、ナノマテリアル研究所会議を置く。

(設計製造技術研究所会議)

第31条の5 設計製造技術研究所に、設計製造技術研究所会議を置く。

(教員会議等)

第32条 総合メディア基盤センター、環日本海域環境研究センター、学際科学実験センター、子どものこころの発達研究センター、保健管理センター及び新学術創成研究機構に、教員会議を置く。

2 新学術創成研究科の教育及び研究に関する事項を審議するため、新学術創成研究機構教員会議の下に、教育研究会議の下に置かれる研究科会議に準じて新学術創成研究科会議を置く。

3 前2項に定めるもののほか、新学術創成研究機構に運営委員会を置く。

(センター会議等)

第33条 先進予防医学研究センター、環境保全センター、グローバル人材育成推進機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構に、必要に応じて、センター会議(グローバル人材育成推進機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構にあつては機構運営会議、以下「センター会議等」という。)を置く。

(組織及び運営等)

第34条 第28条から前条までに定めるもののほか、教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議、学類会議、研究科会議、系会議、基幹教育管理運営委員会、附属学校運営協議会、ナノマテリアル研究所会議、設計製造技術研究所会議、教員会議、運営委員会及びセンター会議等の組織及び運営等に関し必要な事項は別に定める。

第4節 事務組織

(事務局)

第35条 本学に、事務局を置き、その事務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 財務部
- (3) 施設部
- (4) 研究・社会共創推進部
- (5) 学生部
- (6) 国際部
- (7) 情報部
- (8) 人間社会系事務部
- (9) 理工系事務部
- (10) 医薬保健系事務部
- (11) 病院部

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 技術支援組織

(総合技術部)

第35条の2 本学に、総合技術部を置く。

2 総合技術部に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学生

第1節 学年等及び休業日

(学年等)

第36条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を次の2学期4クォーターに分ける。

学期	クォーター	期 間
前期	第1クォーター	4月1日から9月30日までの間で別に定める。
	第2クォーター	
後期	第3クォーター	10月1日から翌年3月31日までの間で別に定める。
	第4クォーター	

3 各学期の授業実施日等は、別に定める。

(休業日)

第37条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日にも登学を課すことができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (3) 別に定める夏季休業、冬季休業及び春季休業

2 前項に定めるもののほか、臨時に休業日を定めることができる。

第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第38条 修業年限は、4年とする。ただし、医薬保健学域の医学類及び薬学類にあつては、6年とする。

(修業年限の通算)

第39条 第84条に定める科目等履修生として、本学において一定の単位(学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して、修業年限の2分の1を超えない範囲内の期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第40条 在学年限は、8年とする。ただし、医薬保健学域の医学類及び薬学類にあつては、12年の範囲内で医薬保健学域において別に定める。

第3節 入学

(入学時期)

第41条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第42条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修学年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により他の大学に入学した者であつて、その後、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

(入学の出願)

第 43 条 本学に入学を志願する者は、所定の出願書類に別表第二に定める検定料及び別に定める書類を添えて、願い出なければならない。

(入学者の選抜)

第 44 条 前条の入学を志願する者については、別に定めるところにより選抜を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 45 条 前条の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、別表第二に定める入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、入学料に代えてその免除又は徴収猶予の申請書を提出しなければならない。

2 学長は、入学の手続を完了した者(入学料に関しては、その免除又は徴収猶予の申請書を受理された者を含む。)に、入学を許可する。

(再入学、転入学及び編入学)

第 46 条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 本学を退学した者(第 70 条に定める退学者を除く。)又は除籍された者で、再び同一の学域又は国際基幹教育院総合教育部へ再入学を志願するもの
- (2) 他大学に在学している者で、本学(国際基幹教育院総合教育部を除く。以下第 3 号から第 7 号において同じ。)へ転入学を志願するもの
- (3) 他大学を卒業した者又は退学した者で、本学へ編入学を志願するもの
- (4) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者で、本学へ編入学を志願するもの

- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に定めるものに限る。)で、本学へ編入学を志願するもの
- (6) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に定めるものに限る。)で、本学へ編入学を志願するもの
- (7) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者で、本学へ編入学を志願するもの
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教育研究会議又は国際基幹教育院教授会議の議を経て、学域長又は国際基幹教育院長が決定する。
- 3 第1項の規定により入学した者の在学年限は、その者が属する年次に対応する残余の修業年限の2倍の年数を超えることができない。
- 4 前3条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。
- 5 再入学、転入学及び編入学に関し必要な事項は、学域及び国際基幹教育院において別に定める。

(宣誓)

第47条 入学を許可された者は、別に定めるところにより、宣誓をしなければならない。

第4節 教育課程、履修方法等

(教育課程の編成方針等)

- 第48条 教育課程は、本学、学域、学類並びにコース及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。
- 2 教育課程の編成に当たっては、学域、学類並びにコース及び専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。
- 3 授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画を学生に対してあらかじめ明示するものとする。
- 4 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育課程の編成及び履修方法等)

- 第49条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。
- 2 教育課程については、金沢大学共通教育科目に関する規程及び各学域において別に定める。
- 3 授業科目の履修に関する事項については、金沢大学履修規程において別に定める。

(単位の計算方法)

第50条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して学域が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第 51 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第 1 項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の授与)

第 52 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第 50 条第 2 項に定める授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績の評価)

第 53 条 成績の評価については、金沢大学履修規程において別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第 54 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1 学期又は 1 クォーターに履修科目として登録することができる単位数の上限を学域及び国際基幹教育院において定めるものとする。

(大学院授業科目の履修)

第 54 条の 2 学生は、本学大学院へ入学を希望するときは、所属の学域長及び希望する大学院の研究科長の許可を得て、当該研究科の授業科目を履修することができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 55 条 学生は、学域長又は国際基幹教育院長の許可を得て、本学が定める他の大学又は短期大学において、当該大学又は短期大学の所定の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目についての修得した単位は、学域又は国際基幹教育院の定めるところに基づき、合計 60 単位を超えない範囲で、これを本学の単位として認定する。

- 3 前項の規定は、第 66 条の規定による留学及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 56 条 本学が教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学域又は国際基幹教育院の定めるところに基づき、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第 2 項及び第 3 項により本学の単位として認定する単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(休学期間中の他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学における学修)

第 56 条の 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学若しくは短期大学(以下「大学等」という。)又は外国の大学等において学修した成果について、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、学域又は国際基幹教育院の定めるところに基づき、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、第 55 条第 2 項及び第 3 項並びに前条第 1 項により本学の単位として認定する単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 57 条 本学が教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学等又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に行った前条第 1 項に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学域又は国際基幹教育院の定めるところに基づき、単位を与えることができる。

- 3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学、転入学及び編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 55 条第 2 項及び第 3 項、第 56 条第 1 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 58 条 学生が職業を有している等の事情により、当該学生に係る修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教育研究会議の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 節 卒業要件及び学位授与

(卒業要件)

第 59 条 本学に 4 年以上(医薬保健学域の医学類及び薬学類にあつては 6 年以上)在学し、学域ごとに定める授業科目を履修し、124 単位以上(医薬保健学域の医学類にあつては 188 単位以上、薬学類にあつては 186 単位以上)で学域の定める単位数を修得した者については、当該教育研究会議の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 前項の規定により卒業要件として修得すべき単位のうち、第51条第2項に定める授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(早期卒業)

第60条 前条の規定にかかわらず、本学に3年以上在学し、卒業要件として修得すべき単位を優秀な成績で修得した学生が、学校教育法第89条に定める卒業を希望する場合は、前条の規定にかかわらず、学長はこれを認定することができる。

- 2 早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第61条 本学を卒業した者には、金沢大学学位規程の定めるところにより学士の学位を授与する。

第6節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学等)

第62条 疾病又はその他の事由により、1月以上修学を中止しようとする者は、学域長又は国際基幹教育院長に届け出て、休学することができる。

- 2 前項に定める休学のほか、学域長又は国際基幹教育院長は、疾病のため修学に適しないと認められる者に対しては、学長の承認を得て、休学を命じ、又は登学を停止させることができる。

- 3 休学の期間は、休学の開始日から、その年次の各クォーター、各学期又は学年の終わりまでとする。ただし、前項の休学の期間は、この限りでない。

- 4 休学期間は、在学年限に算入しない。

- 5 休学期間は、通算4年（国際基幹教育院総合教育部に所属する期間においては通算2年とする。）を超えることができない。ただし、第2項の休学の期間は、この限りでない。

(復学)

第63条 休学期間中に復学しようとする者(前条第2項により休学を命じられた者を除く。)は、事由を記し、学域長又は国際基幹教育院長に届け出るものとする。

- 2 復学の時期は、クォーター又は学期の始めとする。

(転学類)

第64条 転学類(学生が所属する学域以外への転学類も含む。)を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、転学類を許可することができる。

- 2 転学類を志願する者は、所定の出願書類に志望の学類(保健学類にあつては専攻も含む。)及び志望の事由を記し、所属の学域長に願い出なければならない。

(転学)

第65条 他の大学へ転学を志願する者(懲戒対象行為を行った者は除く。)は、所定の願書に志望の大学、学部、学科及び志望の事由を記し、学域長又は国際基幹教育院長を経て、学長に届け出るものとする。

(留学)

第66条 学生は、外国の大学等で学修するため、学長に届け出て、留学することができる。

- 2 前項の留学期間は、修業年限に含まれるものとする。

(退学)

第 67 条 退学しようとする者は、事由を記し、学域長又は国際基幹教育院長を経て、学長に届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、懲戒対象行為を行った者が当該処分の決定前に退学を届け出た場合等、特別の事由がある場合については、別に定めるところにより学長、学域長又は国際基幹教育院長は当該届出を受理しないことがある。

(除籍)

第 68 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、これを除籍する。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者であつて、納付すべき入学料を納付しないもの
- (2) 所定の年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者
- (4) 疾病その他の事由により、成業の見込がないと認められる者

第 7 節 賞罰

(表彰)

第 69 条 学長は、本学在学中の学業の成績、課外活動等の成績に優れた者又は本学の名誉を著しく高めたと認められる者に対して、卒業時又はその都度、表彰を行うことができる。

2 表彰については、別に定める。

(懲戒)

第 70 条 学生が本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した行為をなしたときは、学長は、教育研究評議会の議を経て懲戒する。

2 懲戒は、学長の命を受け、学域長又は国際基幹教育院長が行う。

3 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

第 8 節 検定料、入学料及び授業料

(検定料等)

第 71 条 検定料、入学料及び授業料(以下「検定料等」という。)の額は、別表第二のとおりとする。

(入学料の免除又は徴収猶予)

第 72 条 学長は、特別の事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、別に定めるところにより、入学料を免除し、又は徴収猶予することができる。

2 前項に定めるもののほか、学長が特に必要があると認める者に対しては、別に定めるところにより、入学料を免除することができる。

(入学料及び検定料の不返付)

第 73 条 既納の入学料及び検定料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、検定料について、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者の申出により次項に定める額を返付する。

- (1) 入学者選抜における第2次の学力検査等を2段階の選抜方法で実施する場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者(推薦入学及びA0入試等において第1次選考として書類選考を行う場合における不合格者を含む。)
 - (2) 個別学力検査出願受付後に大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者
- 3 前項の規定により返付する額は、前項第1号の場合における第2段階目の選抜に係る額に相当する額とする。
- (授業料の徴収方法等)

第74条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、第1クォーター、第2クォーター、第3クォーター及び第4クォーターの4クォーターに区分して行うものとし、それぞれのクォーターにおいて徴収する額は、年額の4分の1に相当する額とする。

- 2 前項の授業料は、第1クォーター及び第2クォーターにあつては5月、第3クォーター及び第4クォーターにあつては11月に徴収するものとし、納付期限はそれぞれ当該月末日とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学生から申し出があつたときは、第1クォーター及び第2クォーターに係る授業料を徴収するときに、当該年度の第3クォーター及び第4クォーターに係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 4 第2項の納期後に入学した者は、入学の日の属する月に、そのクォーターに属する授業料を納付しなければならない。

(既納の授業料)

第75条 既納の授業料は返付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、既納の授業料のうち、休学又は退学したクォーターに係るものは、別に定めるところにより、当該授業料の全額又は一部を返付することがある。

(授業料の免除、月割分納及び徴収猶予)

第76条 学長は、学費の支弁が困難な学生に対しては、別に定めるところにより授業料を免除し、又は月割分納若しくは徴収猶予を認めることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、学長が特に必要があると認める学生に対しては、別に定めるところにより、授業料を免除することができる。
- 3 授業料の免除又は月割分納若しくは徴収猶予(以下「免除等」という。)は、各期ごとにこれを認める。
- 4 免除等を認められた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定めるところにより免除等を取り消すことができる。

- (1) 申請に係る事由が消滅したと認められるとき。
- (2) 申請について虚偽の事実が判明したとき。
- (3) 第70条の規定により懲戒を受けたとき。

(休学中及び復学の場合の授業料)

第77条 休学の場合には、別に定めるところにより、休学中の授業料は、これを徴収しない(第75条第2項に定める既納の授業料の全額又は一部の返付を含む。)ことがある。

- 2 復学したときは、復学した日の属するクォーターから授業料を徴収する。この場合において、第2クォーター又は第4クォーターから復学したときは、復学日の属する月に当該クォーターに係る授業料を、第3クォーターから復学したときは、11月に第3クォーター及び第4クォーターに係る授業料を、それぞれ徴収する。

(免除等の取消しの場合の授業料)

第78条 第76条第4項第1号の規定に該当し授業料の免除を取り消されたとき、その期の授業料は、その月分から月割額(年額の12分の1)により、免除を取り消された日の属する月に徴収する。

- 2 第76条第4項第2号及び第3号の規定に該当し免除等を取り消されたときは、免除等に係る授業料の金額をその月に徴収する。

(再入学等の場合の授業料)

第79条 学期の途中において、再入学、転入学又は編入学した場合には、再入学、転入学又は編入学した日の属するクォーターから次の徴収の時期前までの期間に応じた額を本学の指定する月に徴収する。

(退学等の場合の授業料)

第80条 クォーターの途中において、退学又は他大学へ転学した場合には、当該クォーターの授業料はこれを徴収する。

- 2 停学中の授業料は徴収する。

(死亡等の場合の授業料)

第81条 死亡又は行方不明により除籍した場合には、未納の授業料の全額を免除することができる。

(学年中途の卒業等の場合の授業料)

第82条 学年の中途において、卒業又は修了する場合には、月割計算により在学予定期間に応じた額を徴収する。

第4章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第83条 本学の学生以外の者で、特定の研究課題について研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生の入学資格、選考方法等については、学域において別に定める。
- 3 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、必要があると認められるときは、その期間を更新することができる。

- 4 第37条、第41条、第43条、第44条、第45条、第67条、第68条、第70条、第73条、第74条、第75条、第80条及び第81条の規定は、研究生に準用する。

(科目等履修生)

第84条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を選んで履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生の入学資格、選考方法等については、学域及び国際基幹教育院において別に定める。
- 3 授業科目を履修し、その試験に合格した科目等履修生に対し単位を与える。

- 4 第36条、第37条、第41条、第43条、第44条、第45条、第49条第2項、第68条、第70条、第73条、第74条、第75条及び第81条の規定は、科目等履修生に準用する。

(特別聴講学生)

第85条 本学において、特定の授業科目を履修することを希望する他の大学等又は外国の大学等の学生があるときは、学域又は国際基幹教育院の定めるところにより、当該他の大学等又は外国の大学等との協議に基づき、所定の手続を経て特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 授業科目を履修し、その試験に合格した特別聴講学生に対し単位を与える。

- 3 第36条、第37条、第44条、第68条、第70条、第74条、第75条及び第81条の規定は、特別聴講学生に準用する。

- 4 特別聴講学生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、学域又は国際基幹教育院の定めるところにより、特別の事情があると判断される場合は、この限りでない。

(外国人留学生)

第86条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等)

第87条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生に係る授業料等の額は、別表第二のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が、国立大学の学生、単位互換協定に基づく公立若しくは私立の大学の学生、交流協定に基づく外国人留学生又は教育研究評議会の議を経て学長が特に必要と認める学生であるときは、授業料を徴収しない。

- 3 科目等履修生の授業料等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学生寄宿舍

(学生寄宿舍)

第88条 本学に、学生寄宿舍として泉学寮、白梅寮、国際交流会館及び学生留学生宿舎を置く。

- 2 学生寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 特別の課程

(特別の課程)

第89条 本学の学生以外の者を対象として、学校教育法第105条に規定する特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 前項の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

第7章 公開講座

(公開講座)

第90条 本学に、公開講座を設ける。

- 2 公開講座の受講料の額は、別表第三のとおりとする。

- 3 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則の施行の際現に旧国立学校設置法第 3 条第 1 項の表に掲げる金沢大学の学生である者は、この学則の施行の日に国立大学法人金沢大学が設置する金沢大学の学生の身分を取得するものとする。
- 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、旧金沢大学通則による法学部法学科及び公共システム学科、薬学部薬学科及び製薬化学科並びに工学部電気・情報工学科は、平成 16 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 別表第一の規定にかかわらず、法学部、理学部、薬学部及び工学部並びに合計欄の収容定員については、平成 16 年度から平成 18 年度までは、次の表のとおりとする。

学部	学科等		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
			収容定員(人)	収容定員(人)	収容定員(人)
法学部	法政学科		180	360	540
	従前の学科	法学科	480	320	160
		公共システム学科	165	110	55
	(学科共通)		20	20	20
	計		845	810	775
理学部	数学科		99	98	97
	物理学科		131	130	129
	化学科		154	152	150
	生物学科		98	96	94
	地球学科		110	108	106
	計算科学科		118	116	114
	(学科共通)		20	20	20
	計		730	720	710
薬学部	総合薬学科		235	310	305
	従前の学科	薬学科	40	—	—
		製薬化学科	40	—	—
	計		315	310	305
工学部	土木建設工学科		331	318	313
	機能機械工学科		304	296	292
	物質化学工学科		382	372	366
	電気電子システム工学科		197	194	191
	人間・機械工学科		304	296	292
	情報システム工学科		256	252	248
	(学科共通)		60	60	60
	計		1,834	1,788	1,762
合計			7,454	7,358	7,282

- この規程の施行の日の前日に部局長である者のうち、施行の日以後において任期を有するものは、施行の日に部局長に選任されたものとみなし、その任期については、第 20 条第 7 項の規定にかかわらず、施行の日以後において当該部局長の有する任期と同一の期間とする。

- 6 前項に規定する者の次期部局長に係る任期については、第20条第7項の規定にかかわらず、当該部局の定めるところによる。
- 7 平成10年度以前の入学者に係る授業料の額については、第71条の規定にかかわらず、なお、従前の額とする。

附 則

この学則は、平成17年2月3日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前の入学者に係る授業料の額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、薬学部総合薬学科は、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第一の規定にかかわらず、薬学部の合計欄の収容定員については、平成18年度から平成23年度までは、次の表のとおりとする。

学部	学科等	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)
薬学部	薬学科	35	70	105	140	175	210
	創薬科学科	40	80	120	160	160	160
	従前の学科 総合薬学科	230	150	75			
	計	305	300	300	300	335	370

附 則

この学則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、次の表に記載する学部、学科等は、平成 20 年 3 月 31 日に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 学域・学類の収容定員、存続する学部及び学科等に係る第 30 条に規定する事項を審議する教授会並びにその収容定員については、第 27 条及び別表第一の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。
- 存続する学部及び学科(法学部及び経済学部を除く。)の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 平成 20 年 3 月 31 日に在学する者(平成 20 年 4 月 1 日以降に従前の学部、学科等編入学する者を含む。)については、別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。
- 前項に規定する者については、別表第二中「学域」とあるのは「学部」とする。

学域・学類の収容定員

学域	学類	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
		収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)
人間社会学 域	人文学類	145	290	435	580	580
	法学類	170	340	510	680	680
	(編入学定員 10)			10	20	20
	経済学類	185	370	555	740	740
	学校教育学類	100	200	300	400	400
	地域創造学類	80	160	240	320	320
	国際学類	70	140	210	280	280
	計	750	1500	2260	3020	3020
理工学域	数物科学類	84	168	252	336	336
	物質化学類	81	162	243	324	324
	機械工学類	140	280	420	560	560
	電子情報学類	108	216	324	432	432
	環境デザイン学類	74	148	222	296	296
	自然システム学類	102	204	306	408	408
	(学域共通編入学定員 40)			40	80	80
	計	589	1178	1807	2436	2436
医薬保健学 域	医学類	95	190	285	380	475
	(編入学定員 5)			5	10	15
	薬学類	35	70	105	140	175
	創薬科学類	40	80	120	160	160
	看護学専攻	80	160	240	320	320

	保健学 類	(編入学定員 10)			10	20	20
		放射線技術科学専攻	40	80	120	160	160
		(編入学定員 5)			5	10	10
		検査技術科学専攻	40	80	120	160	160
		(編入学定員 5)			5	10	10
		理学療法学専攻	20	40	60	80	80
		(編入学定員 5)			5	10	10
		作業療法学専攻	20	40	60	80	80
		(編入学定員 5)			5	10	10
		小計	200	400	630	860	860
	計	370	740	1145	1550	1685	
合計	1709	3418	5212	7006	7141		

存続する学部・学科等の収容定員

学部	学科等	教授会	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度
			収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)
文学部	人間学科	人間社会系教育研究 会議	165	110	55		
	史学科		150	100	50		
	文学科		195	130	65		
	計		510	340	170		
教育学 部	学校教育教員養成課程		240	160	80		
	障害児教育教員養成課程		60	40	20		
	人間環境課程		180	120	60		
	スポーツ科学課程		105	70	35		
	計		585	390	195		
法学部	法政学科		540	360	180		
	(編入学定員 10)		20	20	10		
	計		560	380	190		
経済学 部	経済学科		615	410	205		
	計		615	410	205		
理学部	数学科	理工系教育研究 会議	72	48	24		
	物理学科		96	64	32		
	化学科		111	74	37		
	生物学科		69	46	23		
	地球学科		78	52	26		
	計算科学科		84	56	28		
	(学科共通編入学定員 10)		20	20	10		
	計		530	360	180		
医学部	医学科		475	380	285	190	95

	(編入学定員 5)		医薬保健系教育研究会議	20	20	15	10	5
	(小計)			495	400	300	200	100
	保健学 科	看護学専攻		240	160	80		
		(編入学定員 10)		20	20	10		
		放射線技術科学専攻		120	80	40		
		(編入学定員 5)		10	10	5		
		検査技術科学専攻		120	80	40		
		(編入学定員 5)		10	10	5		
		理学療法学専攻		60	40	20		
		(編入学定員 5)		10	10	5		
		作業療法学専攻		60	40	20		
		(編入学定員 5)		10	10	5		
	(小計)	660		460	230			
	計			1155	860	530	200	100
薬学部	薬学科		70	70	70	70	35	
	創薬科学科		80	80	40			
	従前の学科	総合薬学科	75					
	計		225	150	110	70	35	
工学部	土木建設工学科		理工系教育研究会議	231	154	77		
	機能機械工学科			216	144	72		
	物質化学工学科			270	180	90		
	電気電子システム工学科			141	94	47		
	人間・機械工学科			216	144	72		
	情報システム工学科			183	122	61		
	(学科共通編入学定員 30)			60	60	30		
	計			1317	898	449		
合計			5497	3788	2029	270	135	

附 則

- この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 別表第一の規定にかかわらず、医薬保健学域医学類における、平成 21 年度から平成 29 年度の入学定員については 105 人とし、その収容定員については、平成 21 年度から平成 34 年度までは、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
----	----	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

		入学 定員 (人)	収容 定員 (人)	入学 定員 (人)	収容 定員 (人)	入学 定員 (人)	収容 定員 (人)	入学 定員 (人)	収容 定員 (人)	入学 定員 (人)	収容 定員 (人)	入学 定員 (人)	収容 定員 (人)	入学 定員 (人)	収容 定員 (人)
医薬 保健 学域	医学 類	105	200	105	305	105	410	105	515	105	620	105	630	105	630
	(編入 学定 員 5)	—	—	—	5	—	10	—	15	—	20	—	20	—	20
	計	380	750	380	1165	380	1580	380	1725	380	1870	380	1880	380	1880
	大学 合計	1719	3428	1719	5232	1719	7036	1719	7181	1719	7326	1719	7336	1719	7336

学域	学類	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度		平成 33 年度		平成 34 年度	
		入学 定員 (人)	収容 定員 (人)	入学 定員 (人)	収容 定員 (人)	入学 定員 (人)	収容 定員 (人)	入学 定員 (人)	収容 定員 (人)	入学 定員 (人)	収容 定員 (人)	入学 定員 (人)	収容 定員 (人)	入学 定員 (人)	収容 定員 (人)
医薬 保健 学域	医学 類	105	630	105	630	100	625	100	620	100	615	100	610	100	605
	(編入 学定 員 5)	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20
	計	380	1880	380	1880	375	1875	375	1870	375	1865	375	1860	375	1855
	大学 合計	1719	7336	1719	7336	1714	7331	1714	7326	1714	7321	1714	7316	1714	7311

附 則

この学則は、平成 21 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 別表第一の規定にかかわらず、医薬保健学域医学類における、平成 22 年度から平成 36 年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		入学定 員(人)	収容定 員(人)	入学定 員(人)	収容定 員(人)	入学定 員(人)	収容定 員(人)	入学定 員(人)	収容定 員(人)	入学定 員(人)	収容定 員(人)
医薬保 健学域	医学類	112	312	112	424	112	536	112	648	112	665
	(編入学 定員 5)	—	5	—	10	—	15	—	20	—	20
	計	387	1172	387	1594	387	1746	387	1898	387	1915
	大学合 計	1726	5239	1726	7050	1726	7202	1726	7354	1726	7371

学域	学類	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	112	672	112	672	112	672	107	667	107	662
	(編入学定員 5)	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20
	計	387	1922	387	1922	387	1922	382	1917	382	1912
	大学合計	1726	7378	1726	7378	1726	7378	1721	7373	1721	7368

学域	学類	平成 32 年度		平成 33 年度		平成 34 年度		平成 35 年度		平成 36 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	100	650	100	638	100	626	100	614	100	607
	(編入学定員 5)	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20
	計	375	1900	375	1888	375	1876	375	1864	375	1857
	大学合計	1714	7356	1714	7344	1714	7332	1714	7320	1714	7313

附 則

この学則は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 平成 23 年 4 月 1 日に選任される自然科学研究科長及び自然科学研究科副研究科長の任期は、第 22 条第 9 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、平成 23 年度における医薬保健学域医学類の編入学定員は、第 2 年次編入学 5 人、第 3 年次編入学 5 人とし、平成 23 年度から平成 36 年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	112	424	112	536	112	648	112	665	112	672

	(編入 学)	—	15	—	20	—	25	—	25	—	25
	計	387	1599	387	1751	387	1903	387	1920	387	1927
	大学 合計	1726	7055	1726	7207	1726	7359	1726	7376	1726	7383

学域	学類	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	112	672	112	672	112	672	112	672	100	660
	(編入 学)	—	25	—	25	—	25	—	25	—	25
	計	387	1927	387	1927	387	1927	387	1927	375	1915
	大学 合計	1726	7383	1726	7383	1726	7383	1726	7383	1714	7371

学域	学類	平成 33 年度		平成 34 年度		平成 35 年度		平成 36 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	100	648	100	636	100	624	100	612
	(編入 学)	—	25	—	25	—	25	—	25
	計	375	1903	375	1891	375	1879	375	1867
	大学 合計	1714	7359	1714	7347	1714	7335	1714	7323

附 則

- この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、人間社会環境研究科人間文化専攻、社会システム専攻及び公共経営政策専攻、自然科学研究科電子情報工学専攻、機能機械科学専攻、人間・機械科学専攻、物質工学専攻、地球環境学専攻、社会基盤工学専攻、及び生物科学専攻並びに医学系研究科医科学専攻、脳医科学専攻、がん医科学専攻、循環医科学専攻、環境医科学専攻、創薬科学専攻及び保健学専攻は、平成 24 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 存続する研究科及び専攻に係る第 30 条に規定する事項を審議する教授会については、第 27 条の規定にかかわらず、従前のとおりとする。
- 存続する研究科及び専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 平成 24 年 3 月 31 日に在学する者については、別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日に国際交流会館に入居している者の寄宿料については、別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、自然科学研究科システム創成科学専攻、物質科学専攻、環境科学専攻及び生命科学専攻は、平成 26 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 存続する専攻に係る第 30 条に規定する事項を審議する教授会については、第 27 条の規定にかかわらず、従前のとおりとする。
- 4 存続する専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 平成 26 年 3 月 31 日に在学する者については、別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 26 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、教育学研究科教育実践高度化専攻並びに医薬保健学総合研究科脳医科学専攻、がん医科学専攻、循環医科学専攻及び環境医科学専攻は、平成 28 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 存続する専攻に係る第 30 条に規定する事項を審議する教授会については、第 27 条の規定にかかわらず、従前のとおりとする。
- 4 存続する専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 平成 28 年 3 月 31 日に在学する者については、第 63 条第 1 項、第 74 条第 2 項に規定する納付期限及び別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 28 年 8 月 9 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 10 月 6 日から施行する。
- 2 第 14 条第 2 項に定めるナノ生命科学研究所については、当分の間、必要に応じて第 22 条第 1 項に定める部局とみなすことができるものとし、ナノ生命科学研究所長については部局長とみなすことができるものとする。

附 則

この学則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、人間社会学域経済学類経済理論・経済政策コース、経営・情報コース及び比較社会経済コース並びに地域創造学類健康スポーツコース並びに理工学域電子情報学類、環境デザイン学類及び自然システム学類は、平成 30 年 3 月 31 日に当該学類に在学する者が当該学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第一の規定にかかわらず、人間社会学域及び理工学域における平成 30 年度から平成 32 年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
人間社会学域	経済学類	135	690	135	640	135	590
	地域創造学類	90	330	90	340	90	350
	国際学類	85	295	85	310	85	325
	計	725	2995	725	2970	725	2945
理工学域	数物科学類	84	336	84	336	84	336
	(編入学定員 5)	—	—	—	—	—	5

物質化学類		81	324	81	324	81	324
(編入学定員 4)		－		－		－	4
機械工学類		100	100	100	200	100	300
(編入学定員 10)		－		－		－	10
フロンティア工学類		110	110	110	220	110	330
(編入学定員 5)		－		－		－	5
電子情報通信学類		80	80	80	160	80	240
(編入学定員 7)		－		－		－	7
地球社会基盤学類		100	100	100	200	100	300
(編入学定員 7)		－		－		－	7
生命理工学類		59	59	59	118	59	177
(編入学定員 2)		－		－		－	2
従前の 学類	機械工学類		420		280		140
	電子情報学類		324		216		108
	環境デザイン学 類		222		148		74
	自然システム学 類		306		204		102
	(学域共通編入 学定員 40)	－	80	－	80	－	40
計		614	2461	614	2486	614	2511

- 4 存続する学類に係る第 30 条に規定する事項を審議する教授会については、第 27 条の規定にかかわらず、従前のとおりとする。
- 5 存続する学類の長については、前項に規定する教授会が別に定める。
- 6 平成 30 年 3 月 31 日に在学する者(平成 30 年 4 月 1 日以降に従前の学類に編入学する者を含む。)については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条及び第 33 条の地域連携推進センターに係る改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この学則の施行の際、現に附属学校統括長である者の任期については、第24条第3項の規定にかかわらず、2020年3月31日までとする。

附 則

この学則は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第6条第2項の規定にかかわらず、人間社会環境研究科法学・政治学専攻は、令和2年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 存続する専攻に係る第30条に規定する事項を審議する教授会については、第27条の規定にかかわらず、従前のとおりとする。
- 4 存続する専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 令和2年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。この場合において、「法務研究科」とあるのは「法学研究科」と読み替えるものとする。

別表第一

入学定員及び収容定員

学域	学類	入学定員 (人)	第2年次編入学定員 (人)	第3年次編入学定員 (人)	収容定員 (人)
人間社会学 域	人文学類	145			580
	法学類	170		10	700
	経済学類	135			540
	学校教育学類	100			400
	地域創造学類	90			360
	国際学類	85			340
	計	725		10	2920
理工学域	数物科学類	84		5	346
	物質化学類	81		4	332
	機械工学類	100		10	420
	フロンティア工学類	110		5	450
	電子情報通信学類	80		7	334
	地球社会基盤学類	100		7	414
	生命理工学類	59		2	240
	計	614		40	2536
	医学類	100	5		625

医薬保健学域	薬学類	35			210
	創薬科学類	40			160
	保健学類	看護学専攻	80	10	340
		放射線技術科学専攻	40	5	170
		検査技術科学専攻	40	5	170
		理学療法学専攻	20	5	90
		作業療法学専攻	20	5	90
		小計	200	30	860
	計	375	5	30	1855
	合計	1714	5	80	7311

別表第二

検定料等の額

区分	検定料(円)	入学科(円)	授業料(円)
学域・国際基幹教育院総合教育部	17,000	282,000	年額 535,800
	再入学, 転入学, 編入学に係るもの 30,000		
研究生	9,800	84,600	月額 29,700
科目等履修生	9,800	28,200	1単位 14,800
特別聴講学生	／	／	1単位 14,800

備考 第73条第3項に規定する第1段階目の選抜及び第2段階目の選抜に係る検定料の額は、第1段階目の選抜にあつては4,000円、第2段階目の選抜にあつては13,000円とする。

別表第三

公開講座受講料の額

区分	受講料(円)
一般	1時間 500
高校生以下	1時間 200
別に定める公開講座の受講料については、別に定める額とする。	

目次

第 1 章	総則(第 1 条－第 4 条)
第 2 章	学年等及び休業日(第 5 条)
第 3 章	修業年限及び在学年限(第 6 条・第 7 条)
第 4 章	入学(第 8 条－第 18 条)
第 5 章	教育方法等(第 19 条－第 27 条)
第 6 章	課程の修了及び学位授与(第 28 条－第 32 条)
第 7 章	休学，復学，転学，留学，退学及び除籍(第 33 条－第 39 条)
第 8 章	賞罰(第 40 条・第 41 条)
第 9 章	検定料，入学科及び授業料(第 42 条)
第 10 章	研究生，科目等履修生，特別聴講学生，外国人留学生及び特別研究学生(第 43 条－第 45 条)
第 11 章	教員組織(第 46 条)
第 12 章	運営組織(第 47 条)
第 13 章	共同大学院(第 48 条)
第 14 章	連合大学院(第 49 条)
第 15 章	特別の課程(第 50 条)
附則	

第 1 章 総則

(目的)

- 第 1 条 金沢大学大学院(以下「本学大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を
きわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展
に寄与することを目的とする。
- 2 本学大学院のうち、専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業
を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。
- 3 本学大学院の課程は、修士課程，博士課程及び専門職学位課程とし、その目的は次のとおりとする。
- (1) 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高
度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
 - (2) 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門
的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とす
る。
 - (3) 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う
ことを目的とする。

- 4 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、研究科、専攻及び課程において別に定める。

(研究科の種類及び講座)

第2条 本学大学院に、次の研究科を置く。

人間社会環境研究科
自然科学研究科
医薬保健学総合研究科
先進予防医学研究科
新学術創成研究科
法学研究科
教職実践研究科

- 2 法学研究科法務専攻及び教職実践研究科は、専門職大学院とする。

- 3 研究科に、講座を置くことができる。

(研究科の専攻及び課程)

第3条 研究科に置く専攻及びその課程の別は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人間社会環境研究科	人文学専攻，経済学専攻，地域創造学専攻，国際学専攻	博士課程(前期2年)
	人間社会環境学専攻	博士課程(後期3年)
自然科学研究科	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻	博士課程(前期2年)
	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻	博士課程(後期3年)
医薬保健学総合研究科	医科学専攻	修士課程
	医学専攻，薬学専攻	博士課程
	創薬科学専攻，保健学専攻	博士課程(前期2年)
	創薬科学専攻，保健学専攻	博士課程(後期3年)
先進予防医学研究科	先進予防医学共同専攻	博士課程
新学術創成研究科	融合科学共同専攻	修士課程
法学研究科	法学・政治学専攻	修士課程
	法務専攻	専門職学位課程(法科大学院)
教職実践研究科	教職実践高度化専攻	専門職学位課程(教職大学院)

- 2 医薬保健学総合研究科医学専攻及び先進予防医学研究科先進予防医学共同専攻は、医学を履修する4年の博士課程(以下「医学博士課程」という。)，医薬保健学総合研究科薬学専攻は、薬学を履修する4年の博士課程(以下「薬学博士課程」という。)とし、医薬保健学総合研究科の創薬科学専攻及び保健学専攻、人間社会環境研究科並びに自然科学研究科は、5年の博士課程とし、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する。
- 3 法学研究科法務専攻は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする専門職学位課程を置く法科大学院とする。

- 4 教職実践研究科は、専ら実践的指導能力を備えた教員養成のための教育を行うことを目的とする専門職学位課程を置く教職大学院とする。

(研究科の入学定員等)

第4条 各研究科における専攻別の入学定員及び収容定員は、別表第一のとおりとする。

第2章 学年等及び休業日

(学年等及び休業日)

第5条 学年、学期、クォーター及び休業日については、金沢大学学則(以下「学則」という。)第36条及び第37条の規定による。

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第6条 修士課程及び専門職学位課程(教職大学院)の標準修業年限は、2年とする。ただし、法学研究科修士課程法学・政治学専攻について、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第3条第3項の規定に基づく1年以上2年未満の標準修業年限である履修制度(以下「短期(1年)在学型制度」という。)の標準修業年限は、1年とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。(博士前期課程は2年とし、博士後期課程は3年とする。)ただし、人間社会環境研究科博士前期課程経済学専攻及び地域創造学専攻について、短期(1年)在学型制度の標準修業年限は、1年とする。

3 医学博士課程及び薬学博士課程の標準修業年限は、4年とする。

4 専門職学位課程(法科大学院)の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第7条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程(教職大学院)には、4年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、短期(1年)在学型制度においては、2年を超えて在学することができない。

3 医学博士課程及び薬学博士課程には、8年を超えて在学することができない。

4 博士後期課程及び専門職学位課程(法科大学院)には、6年を超えて在学することができない。

第4章 入学

(入学時期)

第8条 入学の時期は、学則第41条の規定による。

(入学資格)

第9条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程(法科大学院)に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者

- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が三年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、当該者を金沢大学（以下「本学」という。）の研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者、我が国において、外国の大学における 15 年の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者であって、本学の研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めたもの
 - (11) 本学の研究科において、個別の入学資格審査により、第 1 号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの
- 2 専門職学位課程（教職大学院）に入学することができる者は、前項各号のいずれかに該当し、かつ、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に定める一種免許状を有する者とする。
 - 3 第 1 項の規定にかかわらず、学校教育法第 83 条に定める大学に 3 年以上在学した者であって、本学の研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認めたものは、修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程に入学することができる。
- 第 10 条 医学博士課程及び薬学博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 学校教育法第 83 条に定める大学（医学、歯学、薬学（修業年限が 6 年である課程に限る。（以下「6 年制」という。））又は獣医学の課程に限る。）を卒業した者
 - (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者（医学、歯学、薬学（6 年制）又は獣医学を履修した者に限る。）
 - (3) 外国において学校教育における 18 年の課程（最終の課程が医学、歯学、薬学（6 年制）又は獣医学に限る。）を修了した者

- (4) 我が国において、外国の大学における 18 年の課程(最終の課程が医学、歯学、薬学(6 年制)又は獣医学に限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者
 - (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程が医学、歯学、薬学(6 年制)又は獣医学に限る。)を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が五年以上である課程(最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学に限る)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学の大学院(医学、歯学、薬学(6 年制)又は獣医学を履修する博士課程に限る。)に入学した者であって、当該者を本学の研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (9) 外国において学校教育における 16 年の課程(最終の課程が医学、歯学、薬学(6 年制)又は獣医学に限る。)を修了した者、我が国において、外国の大学における 16 年の課程(最終の課程が医学、歯学、薬学(6 年制)又は獣医学に限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程(最終の課程が医学、歯学、薬学(6 年制)又は獣医学に限る。)を修了した者であって、本学の研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めたもの
 - (10) 本学の研究科において、個別の入学資格審査により、第 1 号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、学校教育法第 83 条に定める大学の医学、歯学、薬学(6 年制)又は獣医学を履修する課程に 4 年以上在学した者であって、本学の研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認めたものは、医学博士課程又は薬学博士課程に入学することができる。

第 11 条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本学の研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの
- (8) 外国の学校、第 3 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第 12 条 本学大学院に入学を志願する者は、入学願書に別表第二に定める検定料及び別に定める書類を添えて、願い出なければならない。

(入学者の選抜)

第 13 条 前条の入学を志願する者については、別に定めるところにより選抜を行う。

- 2 法学研究科法務専攻の入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価し、法学研究科法務専攻が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるものとする。

(入学手続及び入学許可)

第 14 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、別表第二に定める入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、入学料に代えてその免除又は徴収猶予の申請書を提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者(入学料に関しては、その免除又は徴収猶予の申請書を受理された者を含む。)に、入学を許可する。

(再入学、転入学及び編入学)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 本学大学院を退学した者(第 41 条に定める退学者を除く。)又は除籍された者で、再び同一の研究科に再入学を志願するもの
- (2) 他の大学の大学院に在学している者で、本学大学院へ転入学を志願するもの
- (3) 他の大学の大学院を修了した者又は退学した者で、本学大学院へ編入学を志願するもの

- 2 前項の規定により入学した者の在学年限は、その者が属する年次に対応する残余の標準修業年限の 2 倍の年数を超えることができない。

- 3 第 12 条、第 13 条第 1 項及び前条の規定は、第 1 項の規定により入学する場合に準用する。

- 4 再入学、転入学及び編入学に関し必要な事項は、研究科において別に定める。

(転研究科及び転専攻)

第16条 学生が本学大学院の他の研究科に転研究科を志願するときは、所定の出願書類に志望の研究科、専攻及び志望の事由を記し、所属の研究科長を経て志望先の研究科長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 学生が所属研究科内の他の専攻に転専攻を志願するときは、当該研究科の定めるところにより、研究科長の許可を得なければならない。

3 前2項の規定による許可を得た学生の既に修得した授業科目の単位の認定及び在学期間の取扱いについては、別に定める。

(再入学等の既に履修した授業科目等の取扱い)

第17条 前2条の規定により、入学等を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱いについては、研究科において決する。

(宣誓)

第18条 入学を許可された者は、別に定めるところにより、宣誓をしなければならない。

第5章 教育方法等

(教育課程の編成方針及び教育方法)

第19条 研究科は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、研究科における専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮するものとする。

3 研究科(法学研究科法務専攻及び教職実践研究科を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

4 法学研究科法務専攻の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目の授業によって行うものとする。

5 教職実践研究科の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目の授業によって行うものとする。

(博士課程教育リーディングプログラム)

第19条の2 学生を産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した、世界に通用する質の保証された学位プログラムとして博士課程教育リーディングプログラムを開設する。

2 博士課程教育リーディングプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目、単位数、履修方法等)

第20条 授業科目の内容、単位数及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、研究科において別に定める。

2 授業科目の単位の計算方法については、学則第50条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「卒業論文、卒業研究等」とあるのは「学位論文、特定の課題についての研究の成果等」と、読み替えるものとする。

(授業の方法等)

第21条 授業の方法については、学則第51条の規定を準用する。

- 2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前条により準用する学則第50条第1項に規定する基準を考慮して、研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 3 授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
- 4 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 5 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の認定)

第22条 授業科目を履修した者に対しては、試験又は研究報告等により単位を与える。

- 2 試験等の成績は、「S」、「A」、「B」、「C」及び「不可」の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、不可を不合格とする。ただし、授業科目又は履修形態等によっては、合格を「合」又は「認定」の評語とすることがある。

(教育方法の特例)

第23条 教育上特別の必要があると認められる場合には、研究科は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の研究科及び学域の授業科目の履修等)

第23条の2 教育研究上有益と認められるときは、研究科は、学生に他の研究科及び学域における授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本学の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第24条 教育研究上有益と認められるときは、研究科は、他の大学の大学院と協議の上、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定に基づき修得した単位は、前条第2項により本学の単位として認定する単位数と合わせて10単位を超えない範囲で、本学の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、法学研究科法務専攻にあっては、第1項の規定により修得した他の大学の大学院における授業科目の単位については、30単位を超えない範囲で、法学研究科法務専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合にあっては、その超える部分の単位に限り30単位を超えてみなすことができる。
- 4 前3項の規定は、学生が、外国の大学の大学院に留学する場合、外国の大学の大学院が行う通信教育による授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(休学期間中の他の大学の大学院又は外国の大学の大学院における学修)

第24条の2 教育研究上有益と認められるときは、学生が休学期間中に他の大学の大学院又は外国の大学の大学院において学修した成果について、本学の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したとみなすことができる単位については、第23条の2第2項及び前条第2項により本学の単位として認定する単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

(他大学院等における研究指導)

第25条 教育研究上有益と認められるときは、研究科(法学研究科法務専攻及び教職実践研究科を除く。)

は、他の大学の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)と協議の上、学生に当該他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、本学の研究科で受けた研究指導とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第26条 教育研究上有益と認められるときは、学生が本学大学院に入学する前に本学大学院、他の大学の大学院又は外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したとみなすことができる単位については、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、法学研究科法務専攻にあっては、第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学等の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、第24条第3項及び第4項の規定により当該研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第24条第3項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第27条 学生(短期(1年)在学型制度に在学する学生を除く。)が職業を有している等の事情により、当該学生に係る標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科の教授会等の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 課程の修了及び学位授与

(修了要件)

第28条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上で研究科の定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士前期課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、研究科の定めるところにより、前項に規定する修士論文又は特定の研究課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、研究科等が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。
 - (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
 - (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査
 - 3 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、10単位以上で研究科の定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、次に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。
 - (1) 第1項本文の規定により修士課程及び博士前期課程を修了した者又は第11条(第1項を除く。)の規定により本学大学院の入学資格に関し、修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者にあつては、1年(標準修業年限1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上
 - (2) 短期(1年)在学型制度を修了した者及び第1項ただし書の規定により、優れた業績を上げた者として当該課程を修了した者にあつては、当該課程の在学期間を含めて3年以上
 - 5 医学博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上で研究科の定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
 - 6 薬学博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
 - 7 専門職学位課程(法科大学院)の課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、93単位以上で研究科の定める単位数を修得することとする。
 - 8 専門職学位課程(教職大学院)の課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、46単位以上で研究科の定める単位数を修得することとする。

(法学研究科法務専攻における在学期間の短縮)
- 第29条 法学研究科法務専攻(本条及び次条において「専攻」という。)は、第26条第1項の規定により専攻に入学する前に修得した単位(第9条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を専攻において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により専攻の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で専攻が定める期間在学したものとみなすことができる。

(法学研究科法務専攻における法学既修者の取扱い)

第30条 専攻は、専攻において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第28条第7項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で専攻が認める期間在学し、同条に規定する単位については35単位を超えない範囲で専攻が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により、法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条第3項及び第26条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第24条第3項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(学位授与)

第31条 本学大学院の課程を修了した者には、その課程に応じ、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の学位の授与については、金沢大学学位規程(以下「学位規程」という。)の定めるところによる。

(博士課程によらない学位の授与)

第32条 前条に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、学位規程の定めるところにより、学位を授与することがある。

第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学等)

第33条 疾病又はその他の事由により、1月以上修学を中止しようとする者は、研究科長に届け出て、休学することができる。

2 前項に定める休学のほか、研究科長は、疾病のため修学に適しないと認められる者に対しては、学長の承認を得て、休学を命じ、又は登学を停止させることができる。

3 休学の期間は、休学の開始日から、その年次の各クォーター、各学期又は学年の終わりまでとする。ただし、前項の休学の期間は、この限りでない。

4 休学期間は、在学年限に算入しない。

5 休学期間は、通算して当該課程の標準修業年限を超えることができない。ただし、第2項の休学の期間は、この限りではない。

(復学)

第34条 休学期間中に復学しようとする者(前条第2項により休学を命じられた者を除く。)は、事由を記し、研究科長に届け出るものとする。

2 復学の時期は、クォーター又は学期の始めとする。

(転学)

第35条 他の大学の大学院へ転学しようとする者(懲戒対象行為を行った者を除く。)は、所定の願書に志望の大学、研究科、専攻及び志望の事由を記し、研究科長を経て、学長に届け出るものとする。

(留学)

第36条 外国の大学の大学院で学修するため留学しようとする者は、研究科長を経由して、学長に届け出るものとする。

2 前項の規定により留学した期間は、第28条に定める在学期間を含めることができる。

(退学)

第37条 退学しようとする者は、事由を記し、研究科長を経て、学長に届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、懲戒対象行為を行った者が当該処分の決定前に退学を届け出た場合等、特別の事由がある場合については、別に定めるところにより、学長又は研究科長は当該届出を受理しないことがある。

(除籍)

第38条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、これを除籍する。

(1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないもの

(2) 所定の年限に達して、なお修了の認定を得られない者

(3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

(4) 疾病その他の事故により、成業の見込がないと認められる者

(教育研究会議等)

第39条 研究科長は、第33条第2項及び前条の事項について、教育研究会議（ただし、新学術創成研究科に関するものは新学術創成研究機構教員会議とする。以下同じ。）の長に諮り、実施するものとする。

第8章 賞罰

(表彰)

第40条 本学大学院在学中に学業の成績、課外活動等の成績に優れた者に対して修了時に表彰を行うことがある。

2 表彰については、別に定める。

(懲戒)

第41条 学生が本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した行為をなしたときは、学長は、教育研究会議及び教育研究評議会の議を経て懲戒する。

2 懲戒は、学長の命を受け、研究科長がこれを行う。

3 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

第9章 検定料、入学料及び授業料

(検定料等)

第42条 検定料、入学料及び授業料(以下「検定料等」という。)の額は、別表第二のとおりとする。

2 検定料等の徴収等に関しては、学則第72条から第82条までの規定による。

第10章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び特別研究学生

(研究生等)

第43条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生については、学則第83条から第86条までの規定を準用する。この場合において、「学域」とあるのは「研究科」と読み替えるものとする。

(特別研究学生)

第44条 他の大学の大学院の学生で、研究科(法学研究科法務専攻及び教職実践研究科を除く。)において研究指導を受けようとするものがあるときは、当該大学院と協議の上、特別研究学生として研究指導を受けることを許可することがある。

(検定料等)

第45条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生に係る検定料等の額は、別表第二のとおりとする。

2 特別聴講学生及び特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

3 第1項の規定にかかわらず、特別聴講学生が、国立大学の大学院学生、単位互換協定に基づく公立若しくは私立の大学の大学院学生、交流協定に基づく外国人留学生又は教育研究評議会の議を経て学長が特に必要と認める大学院学生であるときは、授業料を徴収しない。

4 第1項の規定にかかわらず、特別研究学生が、国立大学の大学院学生、特別研究学生交流協定に基づく公立若しくは私立の大学の大学院学生又は交流協定に基づく外国人留学生であるときは、授業料を徴収しない。

5 科目等履修生に係る検定料等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第11章 教員組織

(教員組織)

第46条 本学大学院の授業及び研究指導は、各研究科を担当する教授が行う。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教が行うことができる。

第12章 運営組織

(運営組織)

第47条 本学大学院の運営については、学則第27条から第31条の規定により、教育研究評議会、教育研究会及び研究科会議が審議する。

第13章 共同大学院

(共同大学院)

第48条 本学、千葉大学及び長崎大学を構成大学とする先進予防医学共同専攻(医学博士課程)の教育及び研究の実施について、本学は、千葉大学及び長崎大学と協力するものとする。

2 本学及び北陸先端科学技術大学院大学を構成大学とする融合科学共同専攻(修士課程)の教育及び研究の実施について、本学は、北陸先端科学技術大学院大学と協力するものとする。

第14章 連合大学院

(大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科)

第49条 大阪大学大学院に設置される、大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科小児発達学専攻(博士課程)の教育及び研究の実施について、本学は、大阪大学、浜松医科大学、千葉大学及び福井大学と協力するものとする。

第15章 特別の課程

(特別の課程)

第50条 研究科は、本学の学生以外の者を対象として、学校教育法第105条に規定する特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 第3条第1項の規定にかかわらず、旧金沢大学大学院規程による法学研究科法律学専攻及び公共システム専攻、医学系研究科生理系専攻、病理系専攻、社会医学系専攻、内科系専攻、外科系専攻及び分子情報医学系専攻並びに自然科学研究科機械科学専攻、生命・地球学専攻、環境基盤工学専攻、電子情報システム専攻、物質構造科学専攻、機能開発科学専攻、地球環境科学専攻及び数理情報科学専攻は、平成16年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 別表第一の規定にかかわらず、法学研究科、自然科学研究科及び法務研究科並びに合計欄の収容定員については、平成16年度及び平成17年度は、次の表のとおりとする。

4 平成10年度以前の入学者に係る授業料の額は、第41条第1項の規定にかかわらず、なお、従前の額とする。

研究科名	専攻名		平成16年度			平成17年度		
			修士課程及び博士前期課程	博士後期課程	専門職学位課程	修士課程及び博士前期課程	博士後期課程	専門職学位課程
法学研究科	法律・政策学専攻		15			30		
	従前の専攻	法律学専攻	15					
		公共システム専攻	5					
	計		35			30		
自然科学研究科 (博士前期課程)	数物科学専攻		121			112		
	電子情報工学専攻		67			134		
	機能機械科学専攻		51			102		
	人間・機械科学専攻		40			80		
	物質化学専攻		48			52		
	物質工学専攻		100			106		
	地球環境学専攻		19			38		
	社会基盤工学専攻		48			96		
	生物科学専攻		17			34		
	生命薬学専攻		87			96		
	医療薬学専攻		40			32		
	従前の専攻	機械科学専攻	82					
		生命・地球学専攻	39					
		環境基盤工学専攻	48					
		電子情報システム専攻	59					

	計	866			882		
自然科学 研究科 (博士後期 課程)	数物科学専攻		13			26	
	電子情報科学専攻		15			30	
	システム創成科学専攻		48			56	
	物質科学専攻		17			34	
	環境科学専攻		22			44	
	生命科学専攻		70			80	
	従前の 専攻	物質構造科学 専攻	29			15	
		機能開発科学 専攻	28			14	
		地球環境科学 専攻	26			13	
		数理情報科学 専攻	32			16	
	計		300			328	
法務研究 科	法務専攻			40			80
合計		1, 225	791	40	1, 236	819	80

附 則

- この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、医学系研究科の収容定員並びに「修士課程及び博士前期課程」及び「医学博士課程、後期 3 年博士課程及び博士後期課程」の合計欄の収容定員は、平成 17 年度から平成 19 年度までは、次の表のとおりとする。

研究科 名	専攻名	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
		修士課程及び 博士前期課程	医学博士課程 及び博士後期 課程	修士課程及び 博士前期課程	医学博士課程 及び博士後期 課程	修士課程及び 博士前期課程	医学博士課程 及び博士後期 課程
医学系 研究科	医科学 専攻	15		30		30	
	脳医科学専攻		92		88		84
	がん医 科学専 攻		119		114		109
	循環医 科学専 攻		100		96		92
	環境医 科学専 攻		54		52		50
	保健学 専攻	140	75	140	75	140	75

	計	155	440	170	425	170	410
合計		1,251	804	1,266	815	1,266	800

- 3 平成10年度以前の入学者に係る授業料の額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 第2条第1項の規定にかかわらず、文学研究科、法学研究科、経済学研究科及び社会環境科学研究科は、平成18年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 別表第一の規定にかかわらず、文学研究科、法学研究科、経済学研究科及び社会環境科学研究科の収容定員は、平成18年度から平成20年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び博士後期課程
人間社会環境研究科	人間文化専攻	25		50		50	
	社会システム専攻	18		36		36	
	公共経営政策専攻	12		24		24	
	人間社会環境学専攻		12		24		36
従前の研究科	文学研究科	哲学専攻	6				
		史学専攻	7				
		文学専攻	15				
	法学研究科	法律・政策学専攻	15				
	経済学研究科	経済学専攻	9				
	社会環境科学研究科	地域社会環境学専攻		12		6	

		国際社会 環境学専 攻		12		6		
合計			1,269	815	1,272	800	1,272	785

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表第一の規定にかかわらず、教育学研究科及び合計欄の収容定員については、平成 21 年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 21 年度	
教育学研究科	教育実践高度化専攻	35	
	従前の専攻	学校教育専攻	10
		国語教育専攻	4
		社会科教育専攻	4
		数学教育専攻	4
		理科教育専攻	4
		音楽教育専攻	3
		美術教育専攻	3
		保健体育専攻	5
		技術教育専攻	5
		家政教育専攻	5
		英語教育専攻	4
		障害児教育専攻	4
大学院合計		1252	

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、自然科学研究科生命薬学専攻及び医療薬学専攻は、平成 22 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第 30 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日に在学する者については、なお、従前の例による。
- 4 改正後の別表第一の規定にかかわらず、自然科学研究科生命薬学専攻、医療薬学専攻、医学系研究科創薬科学専攻、法務研究科法務専攻及び合計欄の収容定員については、平成 22 年度及び平成 23 年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 22 年度		平成 23 年度
		修士課程及び博士前期課程	専門職学位課程	専門職学位課程
自然科学研究科	生命薬学専攻	48		
	医療薬学専攻	16		
医学系研究科	創薬科学専攻	38		
法務研究科	法務専攻		105	90
大学院合計		1206	105	90

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、人間社会環境研究科人間文化専攻、社会システム専攻及び公共経営政策専攻、自然科学研究科電子情報工学専攻、機能機械科学専攻、人間・機械科学専攻、物質工学専攻、地球環境学専攻、社会基盤工学専攻及び生物科学専攻並びに医学系研究科医科学専攻、脳医科学専攻、がん医科学専攻、循環医科学専攻、環境医科学専攻、創薬科学専攻及び保健学専攻は、平成 24 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、人間社会環境研究科博士前期課程、自然科学研究科物質化学専攻、機械科学専攻、電子情報科学専攻(博士前期課程に限る)、環境デザイン専攻、自然システム学専攻、電子情報工学専攻、機能機械科学専攻、人間・機械科学専攻、物質工学専攻、地球環境学専攻及び生物科学専攻、医薬保健学総合研究科並びに医学系研究科の収容定員については、平成 24 年度から平成 26 年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		修士課程 及び博士 前期課程	医学博士課程, 薬学博士課程及 び博士後期課程	修士課程 及び博士 前期課程	医学博士課程, 薬学博士課程及 び博士後期課程	修士課程 及び博士 前期課程	医学博士課程, 薬学博士課程及 び博士後期課程
人間社会 環境研究 科 (博士前 期課程)	人文学専攻	23		46		46	
	法学・政治学 専攻	8		16		16	
	経済学専攻	8		16		16	
	地域創造学専 攻	8		16		16	
	国際学専攻	8		16		16	
	従前 の専 攻	25					
	人間文化 専攻						
	社会シス テム専攻	18					
	公共経営 政策専攻	12					
	物質化学専攻	57		114		114	

自然科学 研究科 (博士前期課程)	機械科学専攻		90		180		180	
	電子情報科学専攻		67		134		134	
	環境デザイン学専攻		40		80		80	
	自然システム学専攻		67		134		134	
	従前の専攻	電子情報工学専攻	67					
		機能機械科学専攻	51					
		人間・機械科学専攻	40					
		物質化学専攻	26					
		物質工学専攻	53					
		地球環境学専攻	19					
		社会基盤工学専攻	48					
		生物科学専攻	17					
自然科学 研究科 (博士後期課程)	環境科学専攻			65		64		63
	生命科学専攻			76		62		48
医薬保健 学総合研 究科	医科学専攻		15		30		30	
	脳医科学専攻			16		32		48
	がん医科学専攻			26		52		78
	循環医科学専攻			20		40		60
	環境医科学専攻			14		28		42
	薬学専攻			4		8		12
	創薬科学専攻		38	11	76	22	76	33
従前の研 究科	医学系 研究科	保健学専攻	70	25	140	50	140	75
		従前の専攻	15					
		脳医科学専攻		60		40		20
		がん医科学専攻		78		52		26
		循環医科学専攻		66		44		22

		環境医科学専攻		36		24		12
		創薬科学専攻	38					
		保健学専攻	70	50		25		
大学院合計			1, 180	781	1, 180	777	1, 180	773

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、自然科学研究科システム創成科学専攻、物質科学専攻、環境科学専攻及び生命科学専攻は、平成 26 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、自然科学研究科(博士後期課程に限る。)の収容定員については、平成 26 年度から平成 28 年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程
自然科学研究科(博士後期課程)	数物科学専攻		41		43		45
	物質化学専攻		14		28		42
	機械科学専攻		25		50		75
	電子情報科学専攻		48		51		54
	環境デザイン学専攻		10		20		30
	自然システム学専攻		21		42		63
	従前の専攻		42		21		
	システム創成科学専攻						
	物質科学専攻		34		17		
	環境科学専攻		42		21		
	生命科学専攻		32		16		

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第一の規定にかかわらず、法務研究科の合計欄の収容定員については、平成 27 年度及び平成 28 年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 27 年度	平成 28 年度
		専門職学位課程	専門職学位課程
法務研究科	法務専攻	65	55

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、教育学研究科教育実践高度化専攻並びに医薬保健学総合研究科脳医科学専攻、がん医科学専攻、循環医科学専攻及び環境医科学専攻は平成 28 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の別表第一の規定にかかわらず、教育学研究科、医薬保健学総合研究科（医学博士課程に限る。）、先進予防医学研究科及び教職実践研究科の収容定員については、平成 28 年度から平成 30 年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程
教育学研究科	教育実践高度化専攻	35								
医薬保健学総合研究科	医学専攻		64			128			192	
	従前の専攻									
	脳医科学専攻		48			32			16	
	がん医科学専攻		78			52			26	
	循環医科学専攻		60			40			20	
	環境医科学専攻		42			28			14	
先進予防医学研究科	先進予防医学共同専攻		12			24			36	

教職実践研究科 (専門職学位課程)	教職実践高度化専攻			15			30			30
合計		35	304	15	0	304	30	0	304	30

- 4 平成 28 年 3 月 31 日に在学する者については、第 34 条第 1 項を除き、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 28 年 8 月 9 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、人間社会環境研究科及び新学術創成研究科の収容定員については、平成 30 年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 30 年度		
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程
人間社会環境研究科	経済学専攻	14		
	地域創造学専攻	22		
	国際学専攻	18		
新学術創成研究科	融合科学共同専攻	14		
大学院合計		1,130	773	75

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、人間社会環境研究科教法学・政治学専攻は、令和 2 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、人間社会環境研究科法学・政治学専攻及び法学研究科法学・政治学専攻の収容定員については、令和 2 年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名		令和2年度		
			修士課程及び博士前期課程	医学博士課程，薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程
人間社会環境研究科	攻 従 前 の 専	法学・政治学専攻	8		
法学研究科	法学・政治学専攻		8		

別表第一

入学定員及び収容定員

研究科名	専攻名	修士課程及び博士前期課程		医学博士課程，薬学博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間社会環境研究科	人文学専攻	23	46				
	経済学専攻	6	12				
	地域創造学専攻	14	28				
	国際学専攻	10	20				
	人間社会環境学専攻			12	36		
	計	53	106	12	36		
自然科学研究科	数物科学専攻	56	112	15	45		
	物質化学専攻	57	114	14	42		
	機械科学専攻	90	180	25	75		
	電子情報科学専攻	67	134	18	54		
	環境デザイン学専攻	40	80	10	30		
	自然システム学専攻	67	134	21	63		
	計	377	754	103	309		
医薬保健学総合研究科	医科学専攻	15	30				
	医学専攻			64	256		
	薬学専攻			4	16		
	創薬科学専攻	38	76	11	33		
	保健学専攻	70	140	25	75		

	計	123	246	104	380		
先進予防医学研究科	先進予防医学共同専攻			12	48		
	計			12	48		
新学術創成研究科	融合科学共同専攻	14	28				
	計	14	28				
法学研究科	法学・政治学専攻	8	16				
	法務専攻					15	45
	計	8	16			15	45
教職実践研究科	教職実践高度化専攻					15	30
	計					15	30
合計		575	1,150	231	773	30	75

別表第二

検定料等の額

区分	検定料	入学料	授業料
大学院	30,000 円	282,000 円	年額 535,800 円
法科大学院	30,000 円	282,000 円	年額 804,000 円
研究生	9,800 円	84,600 円	月額 29,700 円
科目等履修生	9,800 円	28,200 円	1 単位 14,800 円
特別聴講学生			1 単位 14,800 円
特別研究学生			月額 29,700 円

【金沢大学学則（案）】

(1) 変更事由

令和 2 年 4 月 1 日付けで、既存の法務研究科を法学研究科へ名称変更を行った上で、人間社会環境研究科（博士前期課程）法学・政治学専攻を廃止し、新たに法学研究科（修士課程）法学・政治学専攻を設置することに伴い、所要の改正を行う。

(2) 変更点

第 6 条第 2 項

- ・「人間社会環境研究科（前期 2 年の博士課程）法学・政治学専攻」を削る。
- ・「法務研究科」を「法学研究科（修士課程）法学・政治学専攻」に改める。

第 22 条第 7 項

- ・「人間社会環境研究科，自然科学研究科及び医薬保健学総合研究科」を「人間社会環境研究科，自然科学研究科，医薬保健学総合研究科及び法学研究科」に改める。

第 27 条第 1 項

- ・「法務研究科」を「法学研究科」に改める。

附則

- ・人間社会環境研究科（博士前期課程）法学・政治学専攻が廃止されるまでの経過措置を規定する。

(3) 施行日

令和 2 年 4 月 1 日

【金沢大学大学院学則（案）】

(1) 変更事由

令和 2 年 4 月 1 日付けで、既存の法務研究科を法学研究科へ名称変更を行った上で、人間社会環境研究科（博士前期課程）法学・政治学専攻を廃止し、新たに法学研究科（修士課程）法学・政治学専攻を設置することに伴い、所要の改正を行う。

(2) 変更点

第 2 条第 1 項

- ・「法務研究科」を「法学研究科」へ改める。

第 2 条第 2 項、第 3 条第 3 項、第 13 条第 2 項、第 19 条第 3 項、同条第 4 項、第 24 条第 3 項、第 25 条第 1 項、第 26 条第 3 項、第 29 条及び第 44 条

- ・「法務研究科」を「法学研究科法務専攻」へ改める。

第 3 条第 1 項表中

- ・専攻名の「法学・政治学専攻」を削る。
- ・研究科名の「法務研究科」を「法学研究科」に改める。
- ・専攻名に「法学・政治学専攻」を加える。
- ・課程の別に「修士課程」を加える。

第 6 条第 1 項

- ・「標準修業年限は、2 年とする。」の次に「ただし、法学研究科修士課程法学・政治学専攻について、大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 3 条第 3 項の規定に基づく 1 年以上 2 年未満の標準修業年限である履修制度(以下「短期(1 年)在学型制度」という。)の標準修業年限は、1 年とする。」を加える。

第 6 条第 2 項

- ・「法学・政治学専攻、」を削り、「大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 3 条第 3 項の規定に基づく 1 年以上 2 年未満の標準修業年限である履修制度(以下「短期(1 年)在学型制度」という。)」を「短期(1 年)在学型制度」に改める。

第 29 条及び第 30 条

- ・「研究科」を「専攻」へ改める。

附則

- ・人間社会環境研究科（博士前期課程）法学・政治学専攻が廃止されるまでの経過措置を規定する。

別表第一

- ・専攻名の「法学・政治学専攻」を削る。
- ・研究科名の「法務研究科」を「法学研究科」に改める。
- ・専攻名に「法学・政治学専攻」を加える。
- ・人間社会環境研究科の修士課程及び博士前期課程の入学定員を 61 名から 53 名に、収容定員を 122 名から 106 名に改める。
- ・法学研究科の修士課程及び博士前期課程に入学定員 8 名及び収容定員 16 名を加える。

(3) 施行日

令和 2 年 4 月 1 日

金沢大学学則（平成 16 年規則第 2 号）新旧対照表

新	旧
第 1 条から第 5 条まで（略） （大学院） 第 6 条（略） 2 大学院に、次に掲げる研究科及び専攻を置く。 人間社会環境研究科 （前期 2 年の博士課程） 人文学専攻，経済学専攻，地域創造学専攻，国際学専攻 （後期 3 年の博士課程） 人間社会環境学専攻 自然科学研究科 （前期 2 年の博士課程） 数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻 （後期 3 年の博士課程） 数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻 医薬保健学総合研究科 （修士課程） 医科学専攻 （博士課程） 医学専攻，薬学専攻 （前期 2 年の博士課程） 創薬科学専攻，保健学専攻 （後期 3 年の博士課程） 創薬科学専攻，保健学専攻 先進予防医学研究科	第 1 条から第 5 条まで（略） （大学院） 第 6 条（略） 2 大学院に、次に掲げる研究科及び専攻を置く。 人間社会環境研究科 （前期 2 年の博士課程） 人文学専攻，<u>法学・政治学専攻</u>，経済学専攻，地域創造学専攻，国際学専攻 （後期 3 年の博士課程） 人間社会環境学専攻 自然科学研究科 （前期 2 年の博士課程） 数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻 （後期 3 年の博士課程） 数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻 医薬保健学総合研究科 （修士課程） 医科学専攻 （博士課程） 医学専攻，薬学専攻 （前期 2 年の博士課程） 創薬科学専攻，保健学専攻 （後期 3 年の博士課程） 創薬科学専攻，保健学専攻 先進予防医学研究科

(博士課程) 先進予防医学共同専攻 新学術創成研究科 (修士課程) 融合科学共同専攻 <u>法学研究科</u> <u>(修士課程)</u> <u>法学・政治学専攻</u> (専門職学位課程) 法務専攻 教職実践研究科 (専門職学位課程) 教職実践高度化専攻 3 (略) 第6条の2から第21条まで (略) (部局及び部局長等) 第22条 (略) 2～6 (略) 7 人間社会環境研究科，自然科学研究科，<u>医薬保健学総合研究科及び法学研究科</u>の各専攻に，専攻長を置く。 8～12 (略) 第23条から第26条まで (略) (教育研究会議，学類会議，研究科会議及び系会議並びに教授会議) 第27条 教授会として，人間社会学域，人間社会環境研究科，<u>法学研究科</u>，教職実践研究科及び人間社会研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため，人間社会系教育研究会議を置き，その下に，学類会議，研究科会議，系会議を置く。 2～5 (略)	(博士課程) 先進予防医学共同専攻 新学術創成研究科 (修士課程) 融合科学共同専攻 <u>法務研究科</u> (専門職学位課程) 法務専攻 教職実践研究科 (専門職学位課程) 教職実践高度化専攻 3 (略) 第6条の2から第21条まで (略) (部局及び部局長等) 第22条 (略) 2～6 (略) 7 人間社会環境研究科，自然科学研究科<u>及び</u>医薬保健学総合研究科の各専攻に，専攻長を置く。 8～12 (略) 第23条から第26条まで (略) (教育研究会議，学類会議，研究科会議及び系会議並びに教授会議) 第27条 教授会として，人間社会学域，人間社会環境研究科，<u>法務研究科</u>，教職実践研究科及び人間社会研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため，人間社会系教育研究会議を置き，その下に，学類会議，研究科会議，系会議を置く。 2～5 (略)
--	--

第28条から第90条まで（略） 附 則 （略） 附 則 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。 2 第6条第2項の規定にかかわらず、人間社会環境研究科法学・政治学専攻は、令和2年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。 3 存続する専攻に係る第30条に規定する事項を審議する教授会については、第27条の規定にかかわらず、従前のとおりとする。 4 存続する専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。 5 令和2年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。この場合において、「法務研究科」とあるのは「法学研究科」と読み替えるものとする。 別表第一から三 （略）	第28条から第90条まで（略） 附 則 （略） 別表第一から三 （略）
---	--

金沢大学大学院学則（平成 16 年規則第 3 号）新旧対照表

新	旧																																
第1条（略） （研究科の種類及び講座） 第2条 本学大学院に、次の研究科を置く。 人間社会環境研究科 自然科学研究科 医薬保健学総合研究科 先進予防医学研究科 新学術創成研究科 <u>法学研究科</u> 教職実践研究科 2 <u>法学研究科法務専攻</u>及び教職実践研究科は、専門職大学院とする。 3（略） （研究科の専攻及び課程） 第3条 研究科に置く専攻及びその課程の別は、次のとおりとする。 <table><tr><th>研究科名</th><th>専攻名</th><th>課程の別</th></tr><tr><td rowspan="2">人間社会環境研究科</td><td>人文学専攻，経済学専攻，地域創造学専攻，国際学専攻</td><td>博士課程(前期2年)</td></tr><tr><td>人間社会環境学専攻</td><td>博士課程(後期3年)</td></tr><tr><td rowspan="2">自然科学研究科</td><td>数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻</td><td>博士課程(前期2年)</td></tr><tr><td>数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻</td><td>博士課程(後期3年)</td></tr><tr><td></td><td>医科学専攻</td><td>修士課程</td></tr></table>	研究科名	専攻名	課程の別	人間社会環境研究科	人文学専攻，経済学専攻，地域創造学専攻，国際学専攻	博士課程(前期2年)	人間社会環境学専攻	博士課程(後期3年)	自然科学研究科	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻	博士課程(前期2年)	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻	博士課程(後期3年)		医科学専攻	修士課程	第1条（略） （研究科の種類及び講座） 第2条 本学大学院に、次の研究科を置く。 人間社会環境研究科 自然科学研究科 医薬保健学総合研究科 先進予防医学研究科 新学術創成研究科 <u>法務研究科</u> 教職実践研究科 2 <u>法務研究科</u>及び教職実践研究科は、専門職大学院とする。 3（略） （研究科の専攻及び課程） 第3条 研究科に置く専攻及びその課程の別は、次のとおりとする。 <table><tr><th>研究科名</th><th>専攻名</th><th>課程の別</th></tr><tr><td rowspan="2">人間社会環境研究科</td><td>人文学専攻，<u>法学・政治学専攻</u>，経済学専攻，地域創造学専攻，国際学専攻</td><td>博士課程(前期2年)</td></tr><tr><td>人間社会環境学専攻</td><td>博士課程(後期3年)</td></tr><tr><td rowspan="2">自然科学研究科</td><td>数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻</td><td>博士課程(前期2年)</td></tr><tr><td>数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻</td><td>博士課程(後期3年)</td></tr><tr><td></td><td>医科学専攻</td><td>修士課程</td></tr></table>	研究科名	専攻名	課程の別	人間社会環境研究科	人文学専攻， <u>法学・政治学専攻</u> ，経済学専攻，地域創造学専攻，国際学専攻	博士課程(前期2年)	人間社会環境学専攻	博士課程(後期3年)	自然科学研究科	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻	博士課程(前期2年)	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻	博士課程(後期3年)		医科学専攻	修士課程
研究科名	専攻名	課程の別																															
人間社会環境研究科	人文学専攻，経済学専攻，地域創造学専攻，国際学専攻	博士課程(前期2年)																															
	人間社会環境学専攻	博士課程(後期3年)																															
自然科学研究科	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻	博士課程(前期2年)																															
	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻	博士課程(後期3年)																															
	医科学専攻	修士課程																															
研究科名	専攻名	課程の別																															
人間社会環境研究科	人文学専攻， <u>法学・政治学専攻</u> ，経済学専攻，地域創造学専攻，国際学専攻	博士課程(前期2年)																															
	人間社会環境学専攻	博士課程(後期3年)																															
自然科学研究科	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻	博士課程(前期2年)																															
	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻	博士課程(後期3年)																															
	医科学専攻	修士課程																															

医薬保健学 総合研究科	医学専攻，薬学専攻	博士課程
	創薬科学専攻，保健学専攻	博士課程(前期2年)
	創薬科学専攻，保健学専攻	博士課程(後期3年)
先進予防医学研究科	先進予防医学共同専攻	博士課程
新学術創成研究科	融合科学共同専攻	修士課程
法学研究科	法学・政治学専攻	修士課程
	法務専攻	専門職学位課程 (法科大学院)
教職実践研究科	教職実践高度化専攻	専門職学位課程 (教職大学院)

2 (略)

3 法学研究科法務専攻は，専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする専門職学位課程を置く法科大学院とする。

4 (略)

第4条から第5条まで (略)

(修業年限)

第6条 修士課程及び専門職学位課程(教職大学院)の標準修業年限は，2年とする。ただし，法学研究科修士課程法学・政治学専攻について，大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第3条第3項の規定に基づく1年以上2年未満の標準修業年限である履修制度(以下「短期(1年)在学型制度」という。)の標準修業年限は，1年とする。

2 博士課程の標準修業年限は，5年とする。(博士前期課程は2年とし，博士後期課程は3年とする。)ただし，人間社会環境研究科博士前期課程経済学専攻及び地域創造学専攻について，短期(1年)在学型制度の標準修業年限は，1年とする。

医薬保健学 総合研究科	医学専攻，薬学専攻	博士課程
	創薬科学専攻，保健学専攻	博士課程(前期2年)
	創薬科学専攻，保健学専攻	博士課程(後期3年)
先進予防医学研究科	先進予防医学共同専攻	博士課程
新学術創成研究科	融合科学共同専攻	修士課程
法務研究科	法務専攻	専門職学位課程 (法科大学院)
教職実践研究科	教職実践高度化専攻	専門職学位課程 (教職大学院)

- 2 (略)
- 3 法務研究科は，専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする専門職学位課程を置く法科大学院とする。
- 4 (略)
- 第4条から第5条まで (略)
- (修業年限)
- 第6条 修士課程及び専門職学位課程(教職大学院)の標準修業年限は，2年とする。
- 2 博士課程の標準修業年限は，5年とする。(博士前期課程は2年とし，博士後期課程は3年とする。)ただし，人間社会環境研究科博士前期課程法学・政治学専攻，経済学専攻及び地域創造学専攻について，大学院設置基準(昭和49年文部省令第28

3・4 (略) 第7条から第12条まで (略) (入学者の選抜) 第13条 (略) 2 <u>法学研究科法務専攻</u>の入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価し、<u>法学研究科法務専攻</u>が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるものとする。 第14条から第18条まで (略) (教育課程の編成方針及び教育方法) 第19条 (略) 2 (略) 3 研究科(<u>法学研究科法務専攻</u>及び教職実践研究科を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。 4 <u>法学研究科法務専攻</u>の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目の授業によって行うものとする。 5 (略) 第19条の2から第23条まで (略) (他の大学の大学院における授業科目の履修等) 第24条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、<u>法学研究科法務専攻</u>にあつては、第1項の規定により修得した他の大学の大学院における授業科目の単位については、30単位を超えない範囲で、<u>法学研究科法務専攻</u>における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合にあっては、その超える部分の単位に限り30単位を超えてみなすことができる。 4 (略) (他大学院等における研究指導)	号)第3条第3項の規定に基づく1年以上2年未満の標準修業年限である履修制度(以下「<u>短期(1年)在学型制度</u>」という。)の標準修業年限は、1年とする。 3・4 (略) 第7条から第12条まで (略) (入学者の選抜) 第13条 (略) 2 <u>法務研究科</u>の入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価し、<u>法務研究科</u>が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるものとする。 第14条から第18条まで (略) (教育課程の編成方針及び教育方法) 第19条 (略) 2 (略) 3 研究科(<u>法務研究科</u>及び教職実践研究科を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。 4 <u>法務研究科</u>の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目の授業によって行うものとする。 5 (略) 第19条の2から第23条まで (略) (他の大学の大学院における授業科目の履修等) 第24条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、<u>法務研究科</u>にあつては、第1項の規定により修得した他の大学の大学院における授業科目の単位については、30単位を超えない範囲で、<u>法務研究科</u>における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合にあっては、その超える部分の単位に限り30単位を超えてみなすことができる。 4 (略) (他大学院等における研究指導)
---	---

第25条 教育研究上有益と認められるときは、研究科(<u>法学研究科法務専攻</u>及び教職実践研究科を除く。)は、他の大学の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)と協議の上、学生に当該他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。 2 (略) (入学前の既修得単位の認定) 第26条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、<u>法学研究科法務専攻</u>にあつては、第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学等の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、第24条第3項及び第4項の規定により当該研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第24条第3項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。 第27条から第28条まで (略) (<u>法学研究科法務専攻</u>における在学期間の短縮) 第29条 <u>法学研究科法務専攻</u>(本条及び次条において「<u>専攻</u>」という。)は、第26条第1項の規定により<u>専攻</u>に入学する前に修得した単位(第9条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を<u>専攻</u>において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により<u>専攻</u>の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で<u>専攻</u>が定める期間在学したものとみなすことができる。 (<u>法学研究科法務専攻</u>における法学既修者の取扱い) 第30条 <u>専攻</u>は、<u>専攻</u>において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第28条第7項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で<u>専攻</u>が認める期間在学し、同条に規定する単位については35単位を超えない範囲で<u>専攻</u>が認める単位を修得したものとみなすことができる。 2・3 (略)	第25条 教育研究上有益と認められるときは、研究科(<u>法務研究科</u>及び教職実践研究科を除く。)は、他の大学の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)と協議の上、学生に当該他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。 2 (略) (入学前の既修得単位の認定) 第26条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、<u>法務研究科</u>にあつては、第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学等の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、第24条第3項及び第4項の規定により当該研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第24条第3項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。 第27条から第28条まで (略) (<u>法務研究科</u>における在学期間の短縮) 第29条 <u>法務研究科</u>(本条及び次条において「<u>研究科</u>」という。)は、第26条第1項の規定により<u>研究科</u>に入学する前に修得した単位(第9条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を<u>研究科</u>において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により<u>研究科</u>の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で<u>研究科</u>が定める期間在学したものとみなすことができる。 (<u>法務研究科</u>における法学既修者の取扱い) 第30条 <u>研究科</u>は、<u>研究科</u>において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第28条第7項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で<u>研究科</u>が認める期間在学し、同条に規定する単位については35単位を超えない範囲で<u>研究科</u>が認める単位を修得したものとみなすことができる。 2・3 (略)
---	--

第31条から第43条まで（略）

(特別研究学生)

第44条 他大学の大学院の学生で、研究科(法学研究科法務専攻及び教職実践研究科を除く。)において研究指導を受けようとするものがあるときは、当該大学院と協議の上、特別研究学生として研究指導を受けることを許可することがある。

第45条から第50条まで（略）

附 則（略）

附 則

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、人間社会環境研究科法学・政治学専攻は、令和2年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 改正後の別表第一の規定にかかわらず、人間社会環境研究科法学・政治学専攻及び法学研究科法学・政治学専攻の収容定員については、令和2年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名		令和2年度		
			修士課程及び博士前期課程	医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程
人間社会環境研究科	従前の専攻	法学・政治学専攻	8		
法学研究科	法学・政治学専攻		8		

別表第一

第31条から第43条まで（略）

(特別研究学生)

第44条 他大学の大学院の学生で、研究科(法務研究科及び教職実践研究科を除く。)において研究指導を受けようとするものがあるときは、当該大学院と協議の上、特別研究学生として研究指導を受けることを許可することがある。

第45条から第50条まで（略）

附 則（略）

別表第一

研究科名	専攻名	修士課程及び博士前期課程		医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間社会環境研究科	人文学専攻	23	46				
	経済学専攻	6	12				
	地域創造学専攻	14	28				
	国際学専攻	10	20				
	人間社会環境学専攻			12	36		
	計	53	106	12	36		
自然科学研究科	数物科学専攻	56	112	15	45		
	物質化学専攻	57	114	14	42		
	機械科学専攻	90	180	25	75		
	電子情報科学専攻	67	134	18	54		
	環境デザイン学専攻	40	80	10	30		
	自然システム学専攻	67	134	21	63		
	計	377	754	103	309		
医薬保健学総合研究科	医科学専攻	15	30				
	医学専攻			64	256		
	薬学専攻			4	16		
	創薬科学専攻	38	76	11	33		
	保健学専攻	70	140	25	75		
	計	123	246	104	380		

研究科名	専攻名	修士課程及び博士前期課程		医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間社会環境研究科	人文学専攻	23	46				
	法学・政治学専攻	8	16				
	経済学専攻	6	12				
	地域創造学専攻	14	28				
	国際学専攻	10	20				
	人間社会環境学専攻			12	36		
	計	61	122	12	36		
自然科学研究科	数物科学専攻	56	112	15	45		
	物質化学専攻	57	114	14	42		
	機械科学専攻	90	180	25	75		
	電子情報科学専攻	67	134	18	54		
	環境デザイン学専攻	40	80	10	30		
	自然システム学専攻	67	134	21	63		
	計	377	754	103	309		
医薬保健学総合研究科	医科学専攻	15	30				
	医学専攻			64	256		
	薬学専攻			4	16		
	創薬科学専攻	38	76	11	33		
	保健学専攻	70	140	25	75		
	計	123	246	104	380		

先進予防医学研究科	先進予防医学共同専攻			12	48		
	計			12	48		
新学術創成研究科	融合科学共同専攻	14	28				
	計	14	28				
法学研究科	法学・政治学専攻	8	16				
	法務専攻					15	45
	計	8	16			15	45
教職実践研究科	教職実践高度化専攻					15	30
	計					15	30
合計		575	1,150	231	773	30	75

別表第二 (略)

先進予防医学研究科	先進予防医学共同専攻			12	48		
	計			12	48		
新学術創成研究科	融合科学共同専攻	14	28				
	計	14	28				
法務研究科	法務専攻					15	45
	計					15	45
教職実践研究科	教職実践高度化専攻					15	30
	計					15	30
合計		575	1,150	231	773	30	75

別表第二 (略)

（趣旨）

第 1 条 この規程は、金沢大学学則(以下「学則」という。)第 34 条の規定に基づき、教育研究会議(以下「会議」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

（組織）

第 2 条 会議は、別表に掲げる各研究域に所属する教授をもって組織する。

2 会議には、当該研究域に所属する准教授、講師(常時勤務の者に限る。以下同じ。)及び助教並びに常勤の特任教員を加えることができる。

3 医薬保健系教育研究会議には、附属病院長(第 1 項に該当しない者に限る。)、附属病院に所属する教授、准教授、講師及び助教並びに常勤の特任教員を加えることができる。

（審議事項）

第 3 条 会議は、学則第 30 条第 1 項に基づき、次の事項について審議し、学長又は研究域長に意見を述べるものとする。

- (1) 研究域長の候補者の選考に関する事項
- (2) 教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「教員」という。)の人事及び選考に関する事項
- (3) 中期目標・中期計画及び年度計画(法人の経営に関するものを除く。)に関する事項
- (4) 規程(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育及び研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (5) 教育及び研究に係る予算の執行に関する事項
- (6) 教育課程の編成に関する事項
- (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (10) 授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の実施に関する事項
- (11) 医薬保健系教育研究会議においては、附属病院長の候補者の選考に関する事項
- (12) その他学域、研究科及び研究域の教育及び研究に関する重要事項

（議長）

第 4 条 会議に議長を置き、研究域長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故又は特別な事由があるときは、議長があらかじめ指名する者が、議長の職務を行う。

（議事及び議決）

第 5 条 会議は、構成員(海外渡航者及び休職者を除く。)の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、特別の必要があると認められるときは、3 分の 2 以上の出席を必要とすることができる。

- 2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の多数をもって議決することができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 会議は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(代議員会)

第7条 会議に、第3条第2号から第12号に掲げる事項を審議するため、教育研究会議代議員会(以下「代議員会」という。)を置く。

- 2 代議員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究域長
- (2) 各学類長
- (3) 各研究科長
- (4) 各系長
- (5) その他会議が必要と認めた者

- 3 会議は、代議員会の議決をもって、会議の議決とすることができる。

- 4 第4条、第5条及び第6条の規定は、代議員会に準用する。

(学類会議)

第8条 会議の下に、会議が付託した事項その他学類に関する事項について審議するため、別表に掲げる学類にそれぞれ学類会議を置く。

- 2 学類会議に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科会議)

第9条 会議の下に、会議が付託した事項その他研究科に関する事項について審議するため、別表に掲げる研究科にそれぞれ研究科会議を置く。

- 2 研究科会議に関し必要な事項は、別に定める。

(系会議)

第10条 会議の下に、会議が付託した事項その他系に関する事項について審議するため、別表に掲げる系にそれぞれ系会議を置く。

- 2 系会議に関し必要な事項は、別に定める。

(学類会議、研究科会議及び系会議の議決)

第11条 会議は、次に掲げる事項を除き、学類会議、研究科会議及び系会議の議決をもって、会議の議決とすることができる。

- (1) 学士課程の入学者選抜に関する事項
- (2) 学生の懲戒に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) その他会議が必要と認めた事項

- 2 議決は、電子的書面によりできるものとする。
- 3 学類会議、研究科会議及び系会議は、会議から付託された事項、その他当該学類、研究科及び系に関する重要事項についての議決結果を、会議に報告するものとする。

(委員会)

第12条 会議の下に、専門的事項を審議するため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第13条 会議に関する事務は、人間社会系教育研究会議は人間社会系事務部、理工系教育研究会議は理工系事務部、医薬保健系教育研究会議は医薬保健系事務部において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表

人間社会系教育研究会 議	学域・学類名	研究科名	研究域・系名
	人間社会学域 人文学類 法学類 経済学類 学校教育学類 地域創造学類 国際学類	人間社会環境研究科 法学研究科 教職実践研究科	人間社会研究域 人間科学系 歴史言語文化学系 法学系 経済学経営学系 学校教育系
理工系教育研究会議	理工学域 数物科学類 物質化学類 機械工学類 フロンティア工学類 電子情報通信学類 地球社会基盤学類 生命理工学類	自然科学研究科	理工研究域 数物科学系 物質化学系 機械工学系 フロンティア工学系 電子情報通信学系 地球社会基盤学系 生命理工学系
医薬保健系教育研究会 議	医薬保健学域 医学類 薬学類 創薬科学類 保健学類	医薬保健学総合研究科 先進予防医学研究科	医薬保健研究域 医学系 薬学系 保健学系

(趣旨)

第 1 条 この規程は、金沢大学学則第 34 条、金沢大学教育研究会議規程第 9 条第 2 項及び金沢大学新学術創成研究機構規程第 15 条の 2 第 5 項の規定に基づき、研究科会議(以下「会議」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 会議は、当該研究科を担当する教授をもって組織する。

2 会議には、当該研究科を担当する准教授、講師(常時勤務の者に限る。)及び助教並びに常勤の特任教員を加えることができる。

3 医薬保健学総合研究科会議には、附属病院長(第 1 項に該当しない者に限る。)を加えることができる。

(審議事項)

第 3 条 会議は、教育研究会議又は新学術創成研究機構教員会議から付託された当該研究科に係る次の事項について審議する。

- (1) 中期目標・中期計画及び年度計画に関する事項
 - (2) 規程その他の教育に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - (3) 教育に係る予算の執行に関する事項
 - (4) 教育課程の編成に関する事項
 - (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
 - (6) 学生の入学又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
 - (7) 教育の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - (8) 授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の実施に関する事項
 - (9) その他教育に関する重要事項
- 2 会議は、前項に定めるほか、次の事項について審議する。
- (1) 研究科長の候補者の選考に関する事項
 - (2) その他当該研究科に関する重要事項

(議長)

第 4 条 会議に議長を置き、当該研究科長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故又は特別な事由があるときは、議長があらかじめ指名する者が、議長の職務を行う。

(議事及び議決)

第 5 条 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、特別の必要があると認められるときは、3 分の 2 以上の出席を必要とすることができる。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の多数をもって議決することができる。

3 構成員に関し必要な事項は、別に定める。

(付託及び専決)

第6条 会議は、第3条に定める審議事項のうち、別に定める事項を除き、その議長に付託することができる。

2 議長は、会議から付託された事項については、専決することができる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 会議は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(代議員会)

第8条 会議に、特定の事項を審議するため、研究科会議代議員会(以下「代議員会」という。)を置くことができる。

2 会議は、代議員会の議決をもって、会議の議決とすることができる。

3 代議員会に関し必要な事項は、別に定める。

(博士前期(後期)課程会議等)

第9条 会議の下に、特定の事項を審議するため、博士前期(後期)課程(修士課程及び博士課程を含む。)会議等(以下「博士前期(後期)課程会議等」という。)を置くことができる。

2 博士前期(後期)課程会議等に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻会議)

第10条 会議の下に、特定の事項を審議するため、研究科専攻会議(以下「専攻会議」という。)を置くことができる。

2 専攻会議に関し必要な事項は、別に定める。

(博士前期(後期)課程会議等及び専攻会議の議決)

第11条 会議は、別に定める事項を除き、博士前期(後期)課程会議等又は専攻会議の議決をもって、会議の議決とすることができる。

2 前項の議決は、電子的書面によりできるものとする。

3 博士前期(後期)課程会議等及び専攻会議は、会議から付託された事項、その他当該博士前期(後期)課程及び専攻の管理運営に関する重要事項についての議決結果を、会議に報告するものとする。

(委員会)

第12条 会議の下に、専門的事項を審議するため、委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（趣旨）

第 1 条 金沢大学大学院法学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項については、金沢大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び金沢大学学位規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（課程）

第 2 条 研究科に修士課程及び専門職学位課程を置く。

2 修士課程は、法学・政治学領域における基礎的な学術研究能力及び専門的実務能力を備えた、独創性豊かな研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする。

3 専門職学位課程は、地域に根ざした法曹教育の基本理念の下、適切かつ迅速な紛争解決を目指し事件を分野横断的に捉えることができ、かつ、紛争予防のための調整能力を備えた社会貢献をなす法律家を養成するため、理論と実務の架橋を目指した高度専門教育を行うことを目的とする。

（専攻等）

第 3 条 前条の課程に次の専攻、コース及びプログラムを置く。

課程	専攻	コース	プログラム
修士課程	法学・政治学専攻	研究コース	基礎法学プログラム
			公法学・社会法学プログラム
			民事法学プログラム
			政治学プログラム
		高度専門職コース	
専門職学位課程	法務専攻	標準コース	
		短縮コース	

（標準修業年限）

第 4 条 修士課程の標準修業年限は、2 年とする。

2 専門職学位課程の標準修業年限は、標準コースにあつては 3 年とし、短縮コースにあつては 2 年とする。

（研究科長）

第 5 条 研究科長は、研究科を担当する専任の教授（常勤の特任教授を含む。）をもって充てる。

2 研究科長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

（副研究科長）

第 6 条 研究科に、副研究科長を置く。

2 副研究科長に関し必要な事項は、別に定める。

（研究科会議）

第7条 研究科会議は、金沢大学研究科会議規程第3条に定めるもののほか、法学系会議から付託された事項について審議する。

(専攻長及び副専攻長)

第8条 研究科の各専攻に専攻長及び副専攻長を置く。

2 専攻長及び副専攻長に関し必要な事項は、別に定める。

(入学者の選抜方法)

第9条 入学志願者に対しては、研究科が別に定める試験の成績及び入学志願者から提出される書類等を審査して合格又は不合格を判定する。

2 前項の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(転専攻)

第11条 研究科長は、法務専攻の学生が法学・政治学専攻への転専攻を願い出た場合は、選考の上、研究科会議の議を経て、許可することができる。

(教育の方法)

第12条 修士課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

2 専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行う。

(教育方法の特例)

第13条 研究科が教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において、授業を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第14条 修士課程の授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 専門職学位課程の授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

(単位の計算方法)

第15条 授業科目の単位は、1単位45時間の学修を必要とする内容とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 大学院学則第21条第2項の規定により、一の授業科目について、講義、演習又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、15時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(授業科目の履修等)

第16条 学生は、履修を希望する授業科目を所定の期間内に研究科長に申告し、その承認を得なければならない。

2 専門職学位課程の学生は、別に定める上限単位数を超えて、授業科目を履修することができない。

3 修士課程の学生は、研究科長の許可を受けて、本学の他の研究科及び学域の授業科目を履修することができる。

4 前項の規定による授業科目の履修及びこれによって修得した単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(他大学大学院等における授業科目の履修等)

第 17 条 学生は、研究科長の許可を受けて、次の各号に掲げる授業科目を履修することができる。

(1) 他の大学の大学院(外国の大学院を含む。)における当該大学院所定の授業科目

(2) 外国の大学院が行う通信教育による授業科目(我が国において履修する場合に限る。)

(3) 国際連合大学の教育課程における授業科目

2 前項の規定による授業科目の履修及びこれによって修得した単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(休学期間中の他の大学の大学院又は外国の大学の大学院における学修)

第 18 条 教育研究上有益と認められるときは、学生が休学期間中に他の大学の大学院又は外国の大学の大学院において学修した成果について、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす場合の単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(修士課程における研究指導)

第 19 条 研究科会議は、修士課程の学生ごとに研究指導を担当する教員(以下「指導教員」という。)を指定する。

2 研究指導は、学生の届け出た研究題目及び研究計画に基づいて指導教員が作成する研究指導計画によるものとする。

3 学生は、研究科長の許可を受けて、本学の他の研究科又は研究科が定める他大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受けることができる。

4 前項の規定により受けた研究指導は、研究科会議の議に基づき、研究科の研究指導の一部として認定することができる。

5 前各項に定めるもののほか、修士課程の学生の研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 20 条 研究科は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に本学の大学院又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、研究科の所定の授業科目を履修し、修得した単位とみなすことができる。

2 前項の規定により、研究科の所定の授業科目を履修し、修得したものとみなす場合の単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(単位修得の認定)

第 21 条 単位修得の認定は、試験その他の適切な方法により厳正に行う。

2 法務専攻の短縮コースへ入学した者については、別に定めるところにより、1 年次配当の必修科目のうち法学入門を除く 30 単位を修得したものとみなす。

- 3 前項の規定により修得したとみなされる単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目の成績等)

第22条 授業科目の成績は、合格を上位から「S」、「A」、「B」、「C」の評語とし、不合格を「不可」の評語とする。ただし、授業科目又は履修形態等によっては、合格を「合」又は「認定」の評語とすることがある。

- 2 授業科目の各評語の学修到達度は、学修到達目標 100%に対し、次のとおりとする。

S : 90%以上, A : 80%以上 90%未満, B : 70%以上 80%未満, C : 60%以上 70%未満, 不可 : 60%未満

- 3 専門職学位課程において、授業科目の成績に対してグレード・ポイントを設定し、グレード・ポイント・アベレージ（履修科目のグレード・ポイントの平均をいう。）を算出し、総合成績評価を行う。

- 4 グレード・ポイント及びグレード・ポイント・アベレージの算出方法に関し必要な事項については、別に定める。

(単位修得の証明)

第23条 研究科長は、単位を修得した学生が願い出た場合には、単位修得証明書を交付する。

(専門職学位課程における進級要件)

第24条 専門職学位課程に在学する学生の進級要件は、別に定める。

(専門職学位課程における退学勧告)

第25条 研究科長は、専門職学位課程の学生が別に定める要件に該当するときは、研究科会議の議を経て、書面の交付により、退学を勧告しなければならない。ただし、研究科会議で必要がないと認める場合は、その限りでない。

(修了要件)

第26条 修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上(優れた業績を上げた者については、1年以上)在学し、別表第1に定める授業科目のうちから別に定める要件に従い30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第6条第2項ただし書の規定に定める短期(1年)在学型制度の修了要件は、当該課程に1年以上在学し、別表第1に定める授業科目のうちから別に定める要件に従い30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文、特定の課題についての研究の成果又はリサーチペーパーの審査及び最終試験に合格することとする。

- 3 前2項の規定による修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験の方法は、別に定める。

- 4 専門職学位課程の修了要件は、標準コース及び短縮コースの区別に従い、次のとおりとする。

(1) 標準コース

当該コースに3年以上在学し、別表第2に定める授業科目のうちから別に定める要件に従い104単位以上を修得すること。

(2) 短縮コース

当該コースに2年以上在学し、第22条第2項により修得したとみなされる30単位のほか、授業科目のうちから別に定める要件に従い104単位以上を修得すること。

- 5 前項の規定にかかわらず、標準コースの学生が第20条第1項の規定により研究科に入学する前に修得した単位(研究科の入学資格を有した後、修得したものに限る。)を研究科において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

(学位の授与)

第27条 修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 専門職学位課程を修了した者には、法務博士(専門職)の学位を授与する。

- 3 第1項の学位に付記する専攻分野の名称は、法学又は政治学とする。

(研究生及び科目等履修生)

第28条 研究生及び科目等履修生として入学を願い出た者については、研究科会議の選考を経て、学生の学修に妨げのない限り、入学を許可することがある。

- 2 研究生及び科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第29条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、研究科会議が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
2 平成19年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成19年7月17日から施行する。
2 平成19年3月31日に在学する者については、第12条、第15条及び第17条を除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
2 平成20年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月15日から施行する。

- 2 平成 20 年 3 月 31 日に在学するものについては、第 9 条第 2 項を除き、なお従前の例による。
- 3 前項にかかわらず、平成 20 年 4 月 1 日に 3 年次に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、別表の展開・先端科目群における「現代法の諸問題」は平成 27 年 3 月 31 日に在学する者についても適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 施行日において、3 年次に在籍する者については、なお従前の例による。ただし、別表の改正規定は、施行日において 3 年次に在籍する者についても適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 6 月 7 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和元年8月19日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。この場合において、金沢大学大学院法務研究科規程中「金沢大学大学院法学法務研究科」とあるのは、「金沢大学大学院法学研究科」と読み替えるものとする。

別表第1 修士課程の授業科目及び単位数

科目群		授業科目	単位数
基盤科目群	大学院G S科目	研究者倫理	1
		法学・政治学研究入門	1
		課題発見・解決論基礎	1
		人間社会論文作成基礎	1
		先端地域創造講義	1
		国際学とグローバリゼーション	1
		日本法入門	2
		日本法入門（英）	2
専門基礎科目群	基礎法学	法理学特論Ⅰ	1
		法理学特論Ⅱ	1
		法理学特論Ⅲ	1
		法理学特論Ⅳ	1
		日本法制史特論Ⅰ	1
		日本法制史特論Ⅱ	1
		日本法制史特論Ⅲ	1
		日本法制史特論Ⅳ	1
		東洋法制史特論Ⅰ	1
		東洋法制史特論Ⅱ	1
		東洋法制史特論Ⅲ	1
		東洋法制史特論Ⅳ	1
		外国法特論Ⅰ	1
		外国法特論Ⅱ	1
		外国法特論Ⅲ	1
		外国法特論Ⅳ	1
	公法学・社会法学	憲法特論Ⅰ	1

		憲法特論Ⅱ	1
		憲法特論Ⅲ	1
		憲法特論Ⅳ	1
		行政法特論Ⅰ	1
		行政法特論Ⅱ	1
		行政法特論Ⅲ	1
		行政法特論Ⅳ	1
		税財政法特論Ⅰ	1
		税財政法特論Ⅱ	1
		税財政法特論Ⅲ	1
		税財政法特論Ⅳ	1
		国際法特論Ⅰ	1
		国際法特論Ⅱ	1
		国際法特論Ⅲ	1
		国際法特論Ⅳ	1
		刑法特論Ⅰ	1
		刑法特論Ⅱ	1
		刑法特論Ⅲ	1
		刑法特論Ⅳ	1
		刑事訴訟法特論Ⅰ	1
		刑事訴訟法特論Ⅱ	1
		刑事訴訟法特論Ⅲ	1
		刑事訴訟法特論Ⅳ	1
		労働法特論Ⅰ	1
		労働法特論Ⅱ	1
		労働法特論Ⅲ	1
		労働法特論Ⅳ	1
		社会保障法特論Ⅰ	1
		社会保障法特論Ⅱ	1
		社会保障法特論Ⅲ	1
		社会保障法特論Ⅳ	1
	民事法学	民法A特論Ⅰ	1
		民法A特論Ⅱ	1
		民法A特論Ⅲ	1
		民法A特論Ⅳ	1
		民法B特論Ⅰ	1
		民法B特論Ⅱ	1
		民法B特論Ⅲ	1
		民法B特論Ⅳ	1
		民事訴訟法特論Ⅰ	1
		民事訴訟法特論Ⅱ	1
		民事訴訟法特論Ⅲ	1

		民事訴訟法特論Ⅳ	1
		商取引法特論Ⅰ	1
		商取引法特論Ⅱ	1
		商取引法特論Ⅲ	1
		商取引法特論Ⅳ	1
		会社法特論Ⅰ	1
		会社法特論Ⅱ	1
		会社法特論Ⅲ	1
		会社法特論Ⅳ	1
		経済法特論Ⅰ	1
		経済法特論Ⅱ	1
		経済法特論Ⅲ	1
		経済法特論Ⅳ	1
		国際私法特論Ⅰ	1
		国際私法特論Ⅱ	1
		国際取引法特論Ⅰ	1
		国際取引法特論Ⅱ	1
		知的財産法特論Ⅰ	1
		知的財産法特論Ⅱ	1
		知的財産法特論Ⅲ	1
		知的財産法特論Ⅳ	1
	政治学	公共政策論特論Ⅰ	1
		公共政策論特論Ⅱ	1
		公共政策論特論Ⅲ	1
		公共政策論特論Ⅳ	1
		政治社会学特論Ⅰ	1
		政治社会学特論Ⅱ	1
		政治社会学特論Ⅲ	1
		政治社会学特論Ⅳ	1
		政策過程論特論Ⅰ	1
		政策過程論特論Ⅱ	1
		政策過程論特論Ⅲ	1
		政策過程論特論Ⅳ	1
		計量政治学特論Ⅰ	1
		計量政治学特論Ⅱ	1
		計量政治学特論Ⅲ	1
		計量政治学特論Ⅳ	1
		政治思想史特論Ⅰ	1
		政治思想史特論Ⅱ	1
		政治思想史特論Ⅲ	1
		政治思想史特論Ⅳ	1
		政治コミュニケーション論特論Ⅰ	1

		政治コミュニケーション論特論Ⅱ	1
		政治コミュニケーション論特論Ⅲ	1
		政治コミュニケーション論特論Ⅳ	1
研究会科目群		研究会（基礎法学）Ⅰ	2
		研究会（基礎法学）Ⅱ	2
		研究会（公法学・社会法学）Ⅰ	2
		研究会（公法学・社会法学）Ⅱ	2
		研究会（民事法学）Ⅰ	2
		研究会（民事法学）Ⅱ	2
		研究会（政治学）Ⅰ	2
		研究会（政治学）Ⅱ	2
理論研究科目群	基礎法学	法理学演習Ⅰ	1
		法理学演習Ⅱ	1
		法理学演習Ⅲ	1
		法理学演習Ⅳ	1
		日本法制史演習Ⅰ	1
		日本法制史演習Ⅱ	1
		日本法制史演習Ⅲ	1
		日本法制史演習Ⅳ	1
		東洋法制史演習Ⅰ	1
		東洋法制史演習Ⅱ	1
		東洋法制史演習Ⅲ	1
		東洋法制史演習Ⅳ	1
		外国法演習Ⅰ	1
		外国法演習Ⅱ	1
		外国法演習Ⅲ	1
		外国法演習Ⅳ	1
	公法学・社会法学	憲法演習Ⅰ	1
		憲法演習Ⅱ	1
		憲法演習Ⅲ	1
		憲法演習Ⅳ	1
		行政法演習Ⅰ	1
		行政法演習Ⅱ	1
		行政法演習Ⅲ	1
		行政法演習Ⅳ	1
		税財政法演習Ⅰ	1
		税財政法演習Ⅱ	1
		税財政法演習Ⅲ	1
		税財政法演習Ⅳ	1
		国際法演習Ⅰ	1
		国際法演習Ⅱ	1
		国際法演習Ⅲ	1

		国際法演習Ⅳ	1
		刑法演習Ⅰ	1
		刑法演習Ⅱ	1
		刑法演習Ⅲ	1
		刑法演習Ⅳ	1
		刑事訴訟法演習Ⅰ	1
		刑事訴訟法演習Ⅱ	1
		刑事訴訟法演習Ⅲ	1
		刑事訴訟法演習Ⅳ	1
		労働法演習Ⅰ	1
		労働法演習Ⅱ	1
		労働法演習Ⅲ	1
		労働法演習Ⅳ	1
		社会保障法演習Ⅰ	1
		社会保障法演習Ⅱ	1
		社会保障法演習Ⅲ	1
		社会保障法演習Ⅳ	1
	民事法学	民法A演習Ⅰ	1
		民法A演習Ⅱ	1
		民法A演習Ⅲ	1
		民法A演習Ⅳ	1
		民法B演習Ⅰ	1
		民法B演習Ⅱ	1
		民法B演習Ⅲ	1
		民法B演習Ⅳ	1
		民事訴訟法演習Ⅰ	1
		民事訴訟法演習Ⅱ	1
		民事訴訟法演習Ⅲ	1
		民事訴訟法演習Ⅳ	1
		商取引法演習Ⅰ	1
		商取引法演習Ⅱ	1
		商取引法演習Ⅲ	1
		商取引法演習Ⅳ	1
		会社法演習Ⅰ	1
		会社法演習Ⅱ	1
		会社法演習Ⅲ	1
		会社法演習Ⅳ	1
		経済法演習Ⅰ	1
		経済法演習Ⅱ	1
		経済法演習Ⅲ	1
		経済法演習Ⅳ	1
		国際私法演習Ⅰ	1

		国際私法演習Ⅱ	1
		国際取引法演習Ⅰ	1
		国際取引法演習Ⅱ	1
		知的財産法演習Ⅰ	1
		知的財産法演習Ⅱ	1
		知的財産法演習Ⅲ	1
		知的財産法演習Ⅳ	1
	政治学	公共政策論演習Ⅰ	1
		公共政策論演習Ⅱ	1
		公共政策論演習Ⅲ	1
		公共政策論演習Ⅳ	1
		政治社会学演習Ⅰ	1
		政治社会学演習Ⅱ	1
		政治社会学演習Ⅲ	1
		政治社会学演習Ⅳ	1
		政策過程論演習Ⅰ	1
		政策過程論演習Ⅱ	1
		政策過程論演習Ⅲ	1
		政策過程論演習Ⅳ	1
		計量政治学演習Ⅰ	1
		計量政治学演習Ⅱ	1
		計量政治学演習Ⅲ	1
		計量政治学演習Ⅳ	1
		政治思想史演習Ⅰ	1
		政治思想史演習Ⅱ	1
		政治思想史演習Ⅲ	1
		政治思想史演習Ⅳ	1
		政治コミュニケーション論演習Ⅰ	1
		政治コミュニケーション論演習Ⅱ	1
		政治コミュニケーション論演習Ⅲ	1
		政治コミュニケーション論演習Ⅳ	1
研究科共通科目群	基礎法学・隣接科目	法理学	2
		日本法制史	2
		東洋法制史	2
		英米法	2
		刑事政策	2
		政治学	2
		選挙管理法制	1
		危機管理・復興法制	2
		政策法務	1
	展開・先端科目	租税法Ⅰ	2
		租税法Ⅱ	2

		国際法	2
		消費者法	2
		医事法	2
		紛争とその法的解決Ⅰ	2
		紛争とその法的解決Ⅱ	2
		民事保全・執行法	2
		倒産法Ⅰ	2
		倒産法Ⅱ	2
		社会保障法	2
		労働法Ⅰ	2
		労働法Ⅱ	2
		経済法	2
		国際私法	2
		国際取引法	2
		知的財産法	2
		法医学	2
		交渉学	2
		ビジネス法務	2
		法律外国語研修	2
		インターンシップ	1
		法教育実習	1
研究指導科目群		論文指導（法学）Ⅰ	1
		論文指導（法学）Ⅱ	1
		論文指導（法学）Ⅲ	1
		論文指導（法学）Ⅳ	1
		論文指導（法学）Ⅴ	1
		論文指導（法学）Ⅵ	1
		論文指導（法学）Ⅶ	1
		論文指導（法学）Ⅷ	1
		論文指導（政治学）Ⅰ	1
		論文指導（政治学）Ⅱ	1
		論文指導（政治学）Ⅲ	1
		論文指導（政治学）Ⅳ	1
		論文指導（政治学）Ⅴ	1
		論文指導（政治学）Ⅵ	1
		論文指導（政治学）Ⅶ	1
		論文指導（政治学）Ⅷ	1
		プロジェクト研究	2
		インターンシップⅡ	1

別表第2 専門職学位課程の授業科目及び単位数

科目群	授業科目	単位数
法律基本科目群	法学入門	2
	基礎演習Ⅰ	1
	基礎演習Ⅱ	1
	憲法	4
	行政法	4
	憲法演習	2
	行政法演習	2
	公法総合演習	2
	民法Ⅰ	4
	民法Ⅱ	4
	民法Ⅲ	4
	民法演習Ⅰ	2
	民法演習Ⅱ	2
	商法	6
	商法演習	2
	民事訴訟法	4
	民事訴訟法演習	2
	民事法総合演習Ⅰ	2
	民事法総合演習Ⅱ	2
	刑法Ⅰ	4
	刑法Ⅱ	4
	刑法演習	2
	刑事訴訟法	4
	刑事訴訟法演習	2
	刑事法総合演習	2
実務基礎科目群	法曹倫理	2
	民事訴訟実務の基礎	2
	刑事訴訟実務の基礎	2
	模擬裁判	2
	クリニック	2
	エクスターンシップ	2
	連携科目(実務基礎科目群)	※
基礎法学・隣接科目群	法理学	2
	日本法制史	2
	東洋法制史	2
	英米法	2
	刑事政策	2
	政治学	2
	選挙管理法制	1

	危機管理・復興法制	2
	政策法務	1
	連携科目(基礎法学・隣接科目群)	※
展開・先端科目群	環境法	2
	租税法Ⅰ	2
	租税法Ⅱ	2
	国際法	2
	消費者法	2
	医事法	2
	紛争とその法的解決Ⅰ	2
	紛争とその法的解決Ⅱ	2
	民事保全・執行法	2
	倒産法Ⅰ	2
	倒産法Ⅱ	2
	社会保障法	2
	労働法Ⅰ	2
	労働法Ⅱ	2
	経済法	2
	国際私法	2
	国際取引法	2
	知的財産法	2
	法医学	2
	現代法の諸問題	1
	交渉学	2
	ビジネス法務	2
	法律外国語研修	2
	インターンシップ	1
	法教育実習	1
	連携科目(展開・先端科目群)	※

※ 他の大学の大学院との単位互換協定により開講される授業科目及び単位数に関する事項は、別に定める。

○金沢大学大学院法学研究科会議細則（案）

（趣旨）

第1条 この細則は、金沢大学研究科会議規程(以下「規程」という。)第13条の規定に基づき、金沢大学大学院法学研究科会議(以下「研究科会議」という。)の運営等に関し必要な事項を定める。

（組織）

第2条 研究科会議は、金沢大学大学院法学研究科(以下「研究科」という。)を担当する者のうち、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教授、准教授、講師(常時勤務の者に限る。)及び助教(以下「教員」という。)
- (2) 前号に掲げる者のほか、年間4単位以上の授業を担当し、研究科の教育課程編成等の運営に責任を有する者

（開催）

第3条 研究科会議は、研究科長が必要と認めたとき又は構成員の4分の1以上の要求があったときに開催する。

（審議事項）

第4条 研究科会議は、規程第3条に定めるもののほか、法学系会議から付託された事項について審議する。

（議事及び議決）

第5条 研究科会議は、構成員(海外渡航者、内地研究員、休職者及び出勤停止を命ぜられている者を除く。)の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の多数をもって決する。
- 3 議決は、電子的書面により行うことができる。

（専攻会議）

第6条 研究科会議の下に、専攻に係る事項を審議するため、専攻会議を置く。

- 2 専攻会議に関し必要な事項は、別に定める。

（専攻会議の議決）

第7条 研究科会議は、次に掲げる事項を除き、専攻会議の議決をもって、研究科会議の議決とする。

- (1) 中期目標・中期計画及び年度計画に関する事項
 - (2) 規程その他の教育に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - (3) 学生の懲戒に関する事項
 - (4) その他研究科会議が必要と認めた事項
- 2 専攻会議は、研究科会議から付託された事項、その他当該専攻に関する重要事項についての議決結果を、研究科会議に報告するものとする。

3 法務専攻に係る事項の審議については、法務専攻会議の議決を尊重するものとする。

(事務)

第8条 研究科会議に関する事務は、人間社会系事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、研究科会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 金沢大学大学院法務研究科教授会規程(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。